

会 議 録 目 次

平成20年第6回海田町議会12月定例会（第2日目）

平成20年12月4日（木）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	……………	3
日程第2	第49号議案	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 6
日程第3	第50号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 4
日程第4	第51号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
日程第5	第52号議案	海田町福祉事務所設置条例の制定について……………	3 8
日程第6	第53号議案	広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 3
日程第7	第54号議案	海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 5
日程第8	第55号議案	平成20年度海田町一般会計補正予算（第4号）……………	5 8
日程第9	第56号議案	平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	6 1
日程第10	第57号議案	平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	6 2
日程第11	発議第7号	住民のいのちと地域医療・介護，福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書案について……………	6 5
		（閉 会）……………	6 6

平成20年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成20年12月3日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月4日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治 | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎 | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三 | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之 | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子 | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美 | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉 充   | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 桑 原 公 治 | 2番  | 久留島 元 生 |
| 3番  | 三 宅 総一郎 | 4番  | 岡 田 良 訓 |
| 5番  | 西 田 祐 三 | 6番  | 渡 辺 善 隆 |
| 7番  | 桑 原 克 之 | 8番  | 多 田 雄 一 |
| 9番  | 西 山 勝 子 | 10番 | 宮 坂 二 郎 |
| 12番 | 崎 本 広 美 | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉 充   | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治 |     |         |

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 企 画 部           | 長 | 永 海 房 雄   |
| 総 務 部           | 長 | 園 山 純     |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 内 田 和 彦   |
| 建 設 部           | 長 | 久 保 伸 一   |
| 会 計 管 理 者       |   | 西 本 徹 郎   |
| 総 務 部 次 長       |   | 朝 倉 登 司 雄 |
| 企 画 課           | 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 財 政 課           | 長 | 白 井 真     |
| まちづくり推進課        | 長 | 細 川 真 示   |
| 総 務 課           | 長 | 植 野 敏 彦   |
| 生 活 安 全 課       | 長 | 金 子 幹 雄   |
| 住 民 課           | 長 | 飯 田 義 光   |
| 福 祉 課           | 長 | 窪 地 満     |
| 高 齢 福 祉 課       | 長 | 加 藤 一 生   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 佐 々 木 正 樹 |
| 都 市 整 備 課       | 長 | 木 原 晴 彦   |
| まちづくり事務所        | 長 | 花 本 則 之   |
| 建 設 課           | 長 | 畠 山 隆     |
| 下 水 道 課         | 長 | 野 間 宏 紀   |
| 教 育             | 長 | 正 木 洋     |
| 参 事             |   | 青 木 基 秀   |
| 参 事             |   | 新 浜 憲 治   |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 |   | 湯 木 淳 子   |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長                      飯 森 靖 彦  
次                                              長                      新 谷 隆 司  
主 任 主 事                              中 村 修 介

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一 般 質 問
- 日程第2 第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第3 第50号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第51号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第52号議案 海田町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第6 第53号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第54号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第55号議案 平成20年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 第56号議案 平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 第57号議案 平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 発議第7号 住民のいのちと地域医療・介護，福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書案について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。昨日に引続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしております日程第1から日程第11に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。6番、渡辺議員。

○6番（渡辺）6番、渡辺です。2点について質問をさせていただきます。

まず1点目が、地上デジタル放送への円滑な移行推進について。地上デジタル放送へ

の完全移行は2011年7月24日までで、あと2年8カ月になっております。地デジ放送は、音質の劣化や映像の乱れがなく、高画質・高音質のデジタルハイビジョン放送が楽しめるだけでなく、標準機能として字幕放送や音声での解説放送など、高齢者や障害がある人にも配慮したサービスと、災害情報や暮らしに役立つ情報番組なども提供される予定です。地デジ放送への円滑な移行推進について本町ではどのように対応されるお考えでしょうか。次の点についてお伺いいたします。

①現在、町内の公共施設に設置されているテレビ受像機について、整備対象のテレビ台数と整備計画をお示してください。

②小・中学校に設置されているテレビ受像機について、整備対象テレビの台数と整備計画をお示してください。

③高齢者・障害者などへのきめ細かな受信説明会の実施を総務省は掲げておりますが、どのように取り組む方針でしょうか。

④地デジ移行に伴い工事が必要だと言葉巧みに高齢者に近づき、工事費を振り込ませるなどの事件が全国で発生しているが、悪徳商法への対策は当然のこと、町民への周知徹底はどのようにお考えでしょうか。

⑤大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、どのようなリサイクル対策に取り組む方針でしょうか。

大きく2点目で、新型インフルエンザ対策について。これからインフルエンザへの注意が必要な季節になりますが、今世界中で懸念されているのが、鳥インフルエンザがヒトへの感染を繰り返すうちにヒトの体内でウイルスが変異し、ヒトからヒトへと感染する新型インフルエンザの出現です。専門家の間では、この出現は時間の問題と見られております。町民の不安の解消や感染予防のためには、正しい知識の周知や正確な情報の提供が重要と思いますが、町民に対する情報提供はどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

それでは、渡辺議員の質問に答弁をいたします。

まず、地上波デジタルテレビ放送への円滑な移行推進についての質問でございますが、1点目と2点目につきましてはあわせて答弁いたします。町内公共施設の整備対象台数は139台でございます。整備計画につきましては、現在全体としての計画は定めておりま

せんが、対応方法や必要経費等を検討した上で整備計画を定め、2011年7月までには切りかえていきたいと考えております。

3点目につきましては、総務省では国民への説明や情報提供のため、全国の県庁所在地等にテレビ受信者支援センターを設置し、相談体制の充実を図っております。本町では、高齢者や障害者の方々の問い合わせ等に対し、民生委員が的確に対応できるよう、11月28日に開催した民生委員・児童委員協議会に当該センターの職員を招き、地上デジタル放送に関する説明を行ったところでございます。今後、自治会においても同様の説明会を予定するなど、国との連携を図りながら、地上デジタル放送への完全移行に向けて周知に努めてまいりたいと考えております。

4点目につきましては、今年の8月号広報で地上デジタル工事による被害例を掲載しておりますが、住民の方々が悪質商法の被害に遭わないためにも、今後も町広報紙等により啓発していきます。

5点目につきましては、テレビのリサイクルは買い換え時に販売店に引き取りを依頼されているケースが大多数でございます。町といたしましては、適切に処理していただくよう広報紙で啓発いたします。また、「家庭ゴミの正しい出し方」等にも家電4品目についての処理について掲載しております。

続きまして、新型インフルエンザ対策についての質問でございますが、ご指摘のとおり、住民への正しい知識の周知等は重要であると認識しておりますので、今後、新型インフルエンザに関する基礎的な知識の普及をはじめ、行政としての対応策などの情報を広報等により提供してまいりたいと考えております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）再質問をさせていただきます。まず、公共施設、それから小・中学校への整備の方針なんですが、計画的に整備を進めていかれるということなんですが、一応今文部科学省が示しております中には公立の小・中学校、高校、幼稚園、そして公民館については補助制度を設けておられます。そういったことでそれを順次買って進められると思いますけれども、まず、公共施設の場合、先ほども言いましたように、補助制度があるのは公民館だけになっていましたね。ということで、整備する内訳といいますか、対象テレビに買い換えるのか、それともチューナー対応でされるのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。まず公共施設のことをお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）地デジ対応につきましては、議員ご指摘のとおり、チューナー対応、あるいは本体自体を買いかえるという方法、いろいろあろうかと思えます。そこらにつきましては、先ほども町長の答弁にありましたように、対策方法、必要経費等を十分考慮しながら、それぞれ対応の方法はいろいろあろうかと思えますので、それぞれで考えていきたいと思っております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）それでは、小・中学校なんですけど、これにつきましては一応補助制度がありますけれども、文部科学省は単に地上デジタル放送のテレビになればよいということではなくて、基本的には各校に1台ですか、42インチのテレビの設置を進め、教材用、あるいは教材用の機材として整備をしたいとの考えを示しておりますけれども、本町ではその辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）今のご案内の件につきましては、21年度に検討いたしまして22年度への予算反映を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）それから、③の受信説明についてでございますが、先ほど町長の答弁では民生委員さん等として徹底していくというのがありました。やはり一般的な周知方法では対応できない困難な世帯もあると思えますので、そういうことは進めていっていただきたいと思えます。と申しますのも、特に高齢者といいますか、これはテレビを楽しみにしておられるんです、ひとり暮らしの高齢者なんかは。それが急に、そういうことを知らなくて、突然見ることができなくなったという状況が起こらないように、そうした点をしっかり進めていただきたいと思えます。

そして、④の悪徳商法についての対応なんですけど、先ほど町広報等で周知徹底をしていく、このように答弁がありましたけれども、その悪徳商法に誘われる1つの点は、やはり地デジを視聴するための受信方法が十分理解されていないために起こり得ることが間々あるのではないかと思います。そういったことから、適切な改修方法とか、またアドバイスを含めた相談窓口みたいなものを置かれるお考えはないですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）悪質商法等に引っかからないためにという相談窓口ということなんですけど、これは今、町でも消費生活の相談窓口を設けておりますので、ここらあたり

で対応していきたいと思っております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○6番（渡辺） ⑤のリサイクル対策についてですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、まず、テレビを買いかえるときに各販売店に責任を持って処理するような要望とございますか、これを再度していただきたいと思っております。そしてもう一つは、先ほど来もありましたように、テレビを即買いかえなくても、チューナー接続によって、アナログ放送が終了しても引続きアナログテレビが使用できるという、そういったことも広報でお知らせしてはと思っておりますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（原田） 企画課長。

○企画課長（大久保） そこらの周知につきましても広報、ホームページ等を通じて説明をやっていきたいと考えております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○6番（渡辺） 次に、新インフルエンザ対策についてでございますが、先ほど広報等で周知徹底を図るとおっしゃってございましたけれども、町のホームページとございますか、これがありますので、町のホームページに、県のホームページ、厚生労働省のホームページの情報がリンクできるような方法にさせていただくのも1つの手ではないかと思っております。ただ、先ほどありましたように、広報とか、ホームページにしても活用されない方がおられますよね。そして、広報にしても見てもらえない人がおられる。そういうこともございますので、町民への周知徹底を図る上でパンフレットかリーフレットみたいなものをつくって各家庭に配布して情報提供されてはと思っておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田） 保健センター所長。

○保健センター所長（佐々木） 広報等を見ない方の対策でございますが、確かにリーフレット、パンフレット等を活用することも今後検討する必要があると考えております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○6番（渡辺） そして、厚生労働省が発表しております「感染予防の正しい知識」の中には、この新インフルエンザが発生する前の準備が大事だと示しております。ですから、対策としては通常のインフルエンザ対策と同じように、うがいとか手洗い、マスクの励行ですが、中でも熱、せき、くしゃみの症状がある人は必ずマスクをつけてもらうこと、また、このような人と接するときはマスクをつけることが大変重要だと言われておりま

す。そこで、情報提供も含めまして、このリスクの大きな学校にマスクを準備しておく必要があると思うんですが、今後これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）今のところは学校でそれぞれ準備する予定はございません。各個人がそれぞれの家庭で守っていただくようになると思います。

○議長（原田）次へ参ります。8番、多田議員。

○8番（多田）8番、多田です。本日は1点質問をいたします。児童・生徒の携帯電話の使用についてですが、最近、中学生だけでなく小学生にも携帯電話を持つ子どもが増加しております。子どもの安全のために持たせる保護者が多いのだとは思いますが、親や教師が知らない部分が多く存在しているのを忘れてはなりません。学校裏サイトによるいじめや、プロフによる暴行事件、掲示板への殺害予告を書き込むなど、加害者になるだけでなく、興味本位にアクセスしたサイト、特に出会い系サイトなどによる事件、架空請求を受けることもあります。また、ゲームの中に会話を書き込むコーナーがあって、そこで知り合った男性に乱暴されたなど、今や小学生が被害者になる事件も多発しております。

そこで、提案ですが、小学校入学前にある保護者説明会において、携帯電話をどうしても持たせる必要がある場合、フィルタリングという、悪質なサイトにアクセスできないサービスを必ず利用するよう説明すべきだと考えますが、どうでしょうか。

それと、本来なら小・中学生には必要ないものと考えております。禁止してもよいと思いますが、どうでしょうか。

3つ目として、現在ネットによるいじめが、先日文部科学省が発表した中にもありますが、本町ではどうでしょうか。実際は把握しておられますか。あるとすると、その対策はどのようにしておられますか。

4つ目として、保護者や教員も子どものネットの知識には遠く及ばないと考えております。研修をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）携帯電話についてお答えいたします。

1点目の質問でございますが、町内の小・中学校では従来から、入学説明会やPTA総会などの場を利用して、携帯電話を学校に持ってこないように指導しているところでございます。現在、やむを得ない理由で持ってきている児童については、通話だけやGPS機能を付加した携帯電話でございます。

2点目のご質問でございますが、学校への携帯電話の持ち込みはこれまで同様、原則禁止の措置をとってまいります。

3点目については、本年度につきましては、現在のところ、ネットによるいじめは発生しておりません。

4点目のご質問でございますが、各学校により取り組みに若干の違いはございますが、例えば情報教育の専門講座を受講したり、国・県からの資料や新聞記事を教材にして研修を実施しているところでございます。そのほか、教職員、児童・生徒、保護者を対象に海田警察署から講師を招いて犯罪防止教室を開いたりしております。また、文部科学省はこのたび、小・中・高校などの教職員向けにインターネット上のいじめ対策に対してマニュアルを作成いたしました。65ページから成る大変細かい指導書でございます。年内にも各学校に配布されることになっておりますので、この資料を活用し、保護者との連携をとりながら、子どもたちが安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）では、再質問をさせていただきます。小・中学校の保護者説明会において一応説明されているというふうにお聞きしました。ただ、その内容ですね、どの程度まで、フィルタリングを必ずするというふうに説明されているのか、携帯電話が非常に、親が知らない、教師の知らないところで子どもたちがいろんな犯罪者と直接つながる可能性があるよという危険性も指摘されているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）各学校での説明でございますが、これは学校に持ってくることそのものの禁止、あるいは子どもにとって携帯電話は必要のないものであるという、事実上の禁止でございますね、そういった話を、もちろん今ご案内がございましたような理由を述べながら、保護者に理解を求めた説明をさせていただいております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）先日、私たちはボランティアで防犯教室をやっておりますが、小学校に行った際に小学生に「携帯電話を持っている人は手を挙げてください」と言うと、大体1

割ぐらいの子どもさんが持っておられます。ということは、やっぱり塾なんかで遅くなったりすることがあるということもあるんでしょうが、親が持たせるという。今朝、小学校の校長とも話をしたんですが、放課後は大体持っている子が多いよというようにお聞きしました。保護者説明会の際にそういった点を説明されるということですが、現実にはやっぱりフィルタリングをしないという親も結構いらっしゃるそうなんです。販売店にお聞きしましたら、ドコモで言いますとキッズフィルターという一番厳しい、ほとんどのサイトにアクセスできない、もちろん天気予報なんかも見られないらしいんですけども、そういうところにもアクセスできないキッズフィルターというのをすればいいんですが、大体の親御さんは、その話を聞くと、iモードフィルタというやわらかい、メールなんかはできるという、そこで契約されるそうです。ですから、危険性が親の方にもなかなか浸透していないんだなというのを感じました。やっぱりそこら辺も、警察なんかもこういったチラシを出しておられますので、これを活用されて、説明会の際にこういったチラシを、警察から出されておるのがいろいろあるんですが、こういったのを配られてもう1回危険性を提起したらどうかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）とりわけ中学校におきましてはそういったインターネットを利用する機会、もちろん学校でも教えておる関係もございまして、また、ご自宅でも保護者が使用しておられるということで、インターネットの活用等について非常に問題が発生することもあり得るという観点から、中学校ではそういった総会であるとか、あるいは学校通信等によってその危険性についてそういった問題提起をしております。また、子どもたちに対しても、また教職員と、あるいは保護者と一緒にいわゆる犯罪防止に向けての取り組み、学習をしております。今ご案内がございました資料等につきましては、各学校が教材の1つとして活用するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）それと、いじめがないというふうにおっしゃられたので、大変いいことだと思うんですが、これは学校が把握していないだけで、もしかしたらあるかもわかりません。東京の学校だったと思うんですが、それは先生に対する悪質な書き込みがあったというのをきっかけに、教師が朝パソコンでインターネットの中を検索して、2ちゃんねるとかいろんな書き込みのところがありますが、それを一応全部チェックされるそうです。そういったことでいじめを未然に防止しようというふうな取り組みをされている

学校もあります。本町ではないということでもありますので、それは必要ないかもわかりませんが、そういったことも考えておかれたらいいと思います。

それと、保護者や教員などに対する研修なんですけれども、保護者に対して、私もP T Aをやっているときに大分、このフィルタリングの話が出てきた当初なんですけど、保護者のP T A総会なんかで、フィルタリングを必ずかけるようにということを再三再四言ったんですけれども、反応がないんですよ、やっぱり。危険性というのが保護者にもないし、教員も今の子どもの知識には多分遠く及ばないと思うんです。例えて話をしますと、携帯用ゲーム機がありますよね、ニンテンドーD Sさんとかプレイステーションなんかの。あのゲーム機も使いようによっては、機器をつけるとインターネットに接続してメールができるそうなんですよね。こういうことも私らは知らない部分で、子どもに聞くと「ああ、できるよ」という。そういったゲームの中の書き込みでまたそれが犯罪につながるということもあるわけです。文部科学省から教員に対する書類が出るそうなんですけれども、こういった、これは青少年メディア研究協会という、ここが講演会のときに出す資料なんですけれども、これとかN P O法人の少年メディア研究会、ねちずん村という、これは埼玉かどこかにあるんですが、こういったところの資料というのがあるので、これは非常にわかりやすく、大変おもしろいと言ったらおかしいですけども、ためになると思うんです。こういうのを活用して教員も研修されないと、ちょっとついていけないというところがあると思うので、そこら辺についてもう1回答弁をお願いします。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）先ほどご答弁申し上げましたように、年内ぐらいにはネット上のいじめに関する対応マニュアル事例集というのが文科省から発行されます。こういったものとか、既に出ております、これは県の生徒指導資料でございますけれども、「携帯電話等I T機器の適切な使用に関する指導のあり方」というものがございます。あるいは、広島県教育委員会が本年7月に出しております「携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル」という資料があります。まずはこういった資料をもとに教職員の研修、そして保護者あるいは子どもへの指導に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）ぜひそれはやっていただきたいと思うんですが、小学生はともかくとして、

中学生ぐらいになるとやっぱり子どもに対しての研修というのも必要だろうと思います。子どもサイドからすると、そういった先生の話聞いて、こんな怖いことがあったんだということで改めて認識したという子どもの感想も書いてあるんですが、そういったことで、情報教育の一環として子どもたちにも危険性を教えるということも必要だろうと思うんですが、まずその辺はどうでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）この問題につきましては、情報教育の時間はもちろんでございますが、各教科、教育課程を通してそういった物事が判断できるような指導をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）多田議員。

○8番（多田）では、最後に、広島市がフィルタリングをしない携帯電話は市内で売ってはいけないという条例をつくらうとなさっておりますが、本町ではそこら辺は考えてみてはいかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）今のところは考えておりません。携帯の問題に対しては非常に大きな社会的な背景もありまして、市の場合はいろんな考えがある中での条例制定でいろいろ紆余曲折をしているのが現状だろうと思います。本町の場合はまちも小さいものですから、条例をつくってまでするというようなところまでは考えておりません。

○議長（原田）次へ参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。大きく4点、数問について質問いたします。

まず、子育て支援について。我がまちは「子育てのしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」をスローガンに少子化対策に対応した施策を推進され、県をリードするまちとなっております。さらなる施策の充実について、次の質問をいたします。

現在、妊婦健診の助成回数は、平成19年度、県下で初めて2回から5回に拡充されました。妊婦健診は、正常な妊娠の経過を確認、ハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する合併症などの予防、胎児異常の有無の診断など、妊婦と胎児の健康を守るために大切な役割を担っております。国において妊婦健診助成を含む子育て支援事業に充てる地方交付税を来年度から拡充される予定ですが、我が町におきまして平成21年度から妊婦健診を14回分に助成を拡充されるお考えはありませんでしょうか。

次に、保育事業につきまして、女性が健康で生き生きと働き、子育ても楽しくできる

ために大切な施策でございますが、まず1点、長年の課題であります病中・病後保育の実施へ向け、現在の状況はどのようになっておりますか。

2、各保育所のゼロ歳児の平成19年度、平成20年現在までの待機児童数は何人でしょうか。

続きまして、保育所施設の耐震対策の計画は立てておられますか。

次に、海田町子育てヘルパー派遣事業についてでございますが、現在、利用できる期間が半年となっておりますが、利用できる期間を1年間と変更されるお考えはありますか。

次に、児童クラブの定員の問題ですが、海田町は設立当初から随分定数は増員になっておりますし、受益者負担も1,000円という、子育て中の保護者に随分手厚い施策は展開されておりますけれども、海田南小学校区は開発が進み、若い世帯が多く、海田南小学校区の児童クラブの定員を見直す時期に来ているのではないかと思います。定数を増やすお考えはありますか。

次に、水道事業について。先日もニュースで高置水槽方式で給水している水質はよくない場合が起こることがあると報道がありました。平成12年6月時点で高置水槽方式で給水しているまちの施設は12件と報告がありましたけれども、その後、直結給水に切りかえられた施設は何件ありますか。今後の切りかえ計画は明確になされておりますか。

次に、海田東小学校の赤水対策は、赤水が出た後どのような対策を行われ、現在の状況はどのようでしょうか。

次に、町の架橋の管理について。我がまちには町が管理する橋が多くありますが、劣化した橋が災害時に2次被害を招く危険性が指摘されております。昨年12月に質問をいたしました答弁で、年次計画を立てて定期的に点検、大規模改修を行うとありましたが、平成21年度、点検される予定の橋はどこでしょうか。

最後に、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金について質問いたします。地方公共団体が積極的に総合的な対策に取り組み、もって地域活性化に資することができるよう、交付金制度が創設されました。11月に実施計画を提出するようになっておりますけれども、海田町はどのような実施計画を提出されましたか。

以上、質問いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の2点目の3番については教育委員会から、それ以外のこ

とについては私から答弁をいたします。

まず、子育て支援についての質問でございますが、1点目については、国が出産支援施策として、出産までに必要とされる14回分の妊婦健診を公費で賄うよう、現行の5回分の地方財政措置に加えて、残りの9回分について国庫補助と地方財政措置で対応する方針を打ち出しました。本町といたしましては、国から示される制度の詳細を確認し、公費負担拡充について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の病児・病後児保育の取り組みについては、町内の医療機関との連携が不可欠であることから、病院の意向を確認しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、保育所におけるゼロ歳児の入所待機児童は、平成19年度、20年度ともにおりません。

次に、保育所施設の耐震対策については、将来建替えの必要があることから、耐震対策の計画は策定しておりません。

次に、子育てヘルパーにつきましては、現在派遣期間を1年間で運用しております。

次に、海田南児童クラブの定員の増加につきましては、新たに児童クラブの設置が必要となることから、考えておりません。

続きまして、水道事業につきましてはの質問でございますが、平成12年以降、高置水槽方式から直結方式に切りかえた施設は町営第二蟹原住宅のみで、平成14年1月に完成しております。

今後の計画でございますが、切りかえ可能な7施設につきましては、現在までのところ、工事の申請は出ておりません。直結給水方式の長所は、安全でおいしい水が直接供給され、停電時にも給水が可能である等が挙げられます。一方、受水槽方式は水槽に水を貯留できますので、配水管断水時にもある程度給水を確保できるもので、水を常時必要とする建物については有効であり、また、学校の休憩時間のように、一時的に多量な水を使用する場合にも対応できる等の利点がございます。受水槽方式でも定期的な点検・清掃を着実に実施すれば、安全でおいしい水の供給を受けることが可能でございます。

続きまして、町の橋梁管理についての質問でございますが、平成21年度は橋長5メートル以上の橋梁41橋を点検する予定でございます。その後、5メートル以下2メートル以上の橋梁19カ所の点検を予定しております。

続きまして、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金についての質問でございますが、この交付金の対象事業は、補助事業等にあつては国の指定する事業、地方単独事業にあつては平成20年8月30日以降に実施される事業に限るとされております。本町では各課との調整の結果、補助事業の中では該当する事業がなかったため、地方単独事業の（仮称）三迫第二公園新設工事を対象事業として、先般、国に実施計画を提出したところでございます。なお、本町に割り当てられる交付限度見込み額は500万円となっております。

それでは、2点目の3番については教育委員会から答弁をいたしますので、お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）海田東小学校の水道水の対策でございますが、この学校の水道水は配水本管の水圧で直接給水する方式でございますが、いわゆる直結直圧方式でございます。学校敷地内の水道管が古いため赤水が出たこともありましたが、現在では浄水器を設置いたしまして水質の改善を図っております。老朽化した水道設備につきましては、以前にも申し上げましたように、校舎の大規模改造や建替えのときに抜本的な改修をしたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。まず、妊婦健診の拡充の件でございますが、町長の答弁によりますと、今、国が随分不安定で、どうなるか先行きが見えない大変な時期ではございますけれども、もしも来年度予算で14回を交付税措置するという方針が通過いたしますと、海田町では速やかにその実施をされるということに変わりはないという答弁でよろしいのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それに従っていきたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、病後児保育の実施の件でございますけれども、私は過去に、平成5年、平成13年、平成14年と、この施策の実施を質問してきているわけでございますが、そのときの答弁によりますと、この事業は子育て中の保護者の方には大変重要な施策なので、早急に実施に向けて検討するという答弁を2度いただいているわけです。それから数年たちまして、なかなか実現いたしませんけれども、先般の議会で住吉議員の、海

田町にも対象の病院が開業されたので、してはどうかという質問で、そのときに、その病院にいろいろお願いをしてみるといような答弁があったと記憶しております。その病院が開院なさいましてもう半年を過ぎたわけですけれども、その間に病院に出向かれて、この病後保育の実施に向けての検討といたしますか、話し合いはなさいましたでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）病後児保育の関係でございますけれども、議員がおっしゃいます産科の先生につきましては、開業する前に本町に来られまして、町長、私と面談を持ちまして、そのときに本町として病後児保育の必要性についていろいろお話しさせていただきましたけれども、その時点では、当面は産婦人科として、いわゆる出産あるいは妊婦の関係のいろんなことが必要だと。当面そこを重点的にやっていきたいと。今後について、ある程度時間を置いた後にそういう病後児保育についても検討をしていくことはあるけれども、当面は難しいという回答をいただきましたので、現段階ではまだ開院後において先生との面談を行っておりません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、海田町にはほかの施設といたしますか、小児科医院・病院があるわけですけれども、その病院に対して積極的にこの病中・病後児保育を実施していただけるような施策の展開をされるお考えはありませんか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）確かに議員ご指摘のように、病後児保育については非常に町としても検討してまいりたいということはございますけれども、現段階におきまして、先ほど新しくできた病院についても何らかの程度程度の時間が必要であるという回答を得ておりますけれども、海田町周辺の安芸区において病後児保育が実施されている病院もございます。また、病後児の回復状況によりましては、子育てのファミリーサポート、それから、シルバーで実施しておりますひまわりランドの活用も考えられるということもございまして、直ちに町内の小児科病院において協議をしていくという状況には今はないというふうには考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、本年度開院された病院に対して当面というのは、行政とされましてはどの辺を当面とお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、病院の経営状況等もございますので、開院されて聞がないという状況もございますから、四、五年は意向確認はちょっと難しいのかなというふうに考えております。その間の問題につきましては、先ほども申しましたように、ファミリーサポート事業であるとか、周辺の病後児保育をしている医療機関の活用もできますので、そういったことで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）近隣にそういう施設が、受け入れるところがあるから、四、五年は待って海田町で病後児保育を実施という。あまりにも、この課題は平成5年に国がエンゼルプランを打ち出しまして、病後保育の実施の重要性は国から来ておりますし、国も早く病後児保育を実施するよという指針はもう出してきております。私も現状を踏まえまして、随分状況判断の中で我慢といいますか、保護者、女性の一員として随分我慢をしてきたわけですけれども、今後また四、五年は待たないと病後児保育が我がまちでできないということは、誇れる子育てのまちというのに汚点を残すと私は思うんですけれども、この四、五年というのをもっと早く実施できるような方策をお考えになることはなされないのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員がご指摘のように、確かにあってほしいんです。しかしながら、今の現状から、県下、全国的にも医師不足、産婦人科の不足というのが非常に深刻な、各市町でも大変な時期に、幸いに我がまちに津田先生が開院していただくことに対しても大きく我々としても心強い限りなんです、やはり開業医の方の計画もございまして、そこらとあわせて今後ともいろいろ交渉の過程においてまた話をしていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今、病児・病後児保育、医師もすごい重要ではありますが、看護婦さんがいらっしゃれば、医師が病後児保育の対象児に対して時間を費やされるということは余りございませんで、大事になってくるのは看護婦さんということで、ちょっと視点が違うとは思いますが、じゃ、四、五年、病院から「じゃ、やりましょう」と言うまで待っているのか、それとも、随分の受診者がいらっしゃるとお聞きしておりますけれども、その途中でも町長が出向かれて「どうでしょうか」とお考えをお聞きす

る機会を持たれるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）機会を持って、また出向いてでも、また来ていただいてでも、話す相談があればさせていただきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）だんだん少子化が進んでおりまして、海田町の出生者数も平成15年あたりと比べますと100人減、最近少しずつまた上向いてきておりますけれども、平成15年度に比べますと100人少なくなっております。ゼロ歳児保育の充実は、待機児童はないという答弁でございましたけれども、途中においては産休があるから、定員はあるけれども、そこはあけておくという状況がある場合もありますし、そういった場合にはやはり施設の関係もありましょうし、保育士さんの人員も関係するとは思いますが、6カ月以上の子どもさんをお持ちの保護者が働きに出るときにどうしても預けたいというときには極力受け入れるような体制づくりは必要だと思いますけれども、先ほどの答弁は確かに1年を通しますと待機児童はないという。ただ、定数に満たなくても、この方は前にもうあけて待っているんだということも私は何度かお聞きしたんですけれども、そういうことのない、受け入れるべき対象の子どもさんがいらしたら受け入れられるような体制づくりが必要ではないかと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）ゼロ歳児の受け入れ態勢につきましては、現在弾力的な運用の中で極力受け入れるように努力しておるところではございますけれども、ゼロ歳児に限らず3歳未満の定数の中で弾力的な運用ができると聞いておりますので、そこらあたりで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、保育所の耐震対策の計画の件でございますけれども、もう皆古くなったので、耐震補強するんじゃなくて建替え計画の中に入れていくのだと。確かに保育所は2階建てですので、高い建物ではございませんから、今まで重要視されてこられていなかったのかと思いますけれども、先ほどの答弁でいきますと、建替える時期が来ると。そういたしますと、第4次総合基本計画の中には明確に建替え年度を計画の中に入れていかれる予定なんではないでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今後の計画づくりの中でそれは盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、子育てヘルパー派遣事業でございますけれども、平成20年は実施しておりますという答弁でございましたが、この例規集の海田町子育てヘルパー派遣事業要綱の中で第3条「この事業の派遣対象世帯は、町内に住所を有し、乳児（おおむね生後6月未満の乳児をいう。）」を置いて、半年にわたってというのがあるわけですが、じゃ、6カ月未満ですから、6カ月ですね、派遣。この第3条はこのままで1年派遣ができるということでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）この子育てヘルパー派遣事業につきましては昨年度から実施した事業でございます。まず、実施に当たってはおおむね6カ月を基準としてまいりましたけれども、その中で非常に利用期間が短いということもございまして、この4月1日から運用の中で1年間に延長しております。議員ご指摘の要綱の改正につきましては、正式に10月1日の告示をもって1年間に改正したところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私たちは、この例規集の中の附則にいたしましても、要綱にいたしましても、これに沿った事業が展開されると認識しておりますが、その点、町長は、この文言が違うわけですが、その辺は運用でできたということですか。その辺に対するお考えはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）弾力的な運用でございますので、例えばおおむね6カ月を運用で4カ月、縮めるということは問題があるというふうには思いますけれども、それをさらに拡げる運用をしておりますので、それは問題ないというふうに考えております。ただ、運用はあくまでも運用でございますので、正式には要綱の改正が必要であることから、10月1日に改正したものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、児童クラブの南小学校における定員の問題でございますけれども、現在、海田南小学校の小学1年生、2年生、3年生の在籍人数をまずお知らせください。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）海田南児童クラブの在籍の状況でございますけれども、1年生が33名、2年生が28名、3年生が9名で、現在70名の受け入れをしておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今質問いたしましたのは、現在、海田南小学校1年生、2年生、3年生の在籍人数と私は質問したと思いますけれども、お願いします。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）これは5月1日現在の人数でございますが、1年生が113名、2年生が同じく113名、3年生が115名でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）現在定数60の児童クラブの中で実質は、先ほど課長から、70名を受け入れているという現状ですが、これは待機児童は1人もいらっしゃらなくて、70名で今充足しているのでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）現在、待機児童はおりません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今、70名で、定員数より10名多く努力されて受け入れていらっしゃるという、大変ご苦労なさっていると思うんですけども、先ほど質問で申し上げましたが、海田南小学校区は開発が進みまして、子育て世帯が随分いらっしゃるわけです。現在では待機児童がないということでございますけれども、国の方で70数名になると補助金が出なくなるというのが、平成20何年度ですか、スタートするという情報を得ているんですけども、それは具体的には国が打ち出しているどういう方針でしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、国の方では児童クラブの適正規模、これは定員が40名であろうというふうに考えております。ただ、地域の実情もございますので、70名までについては地域の実情に応じて受け入れるという方針でございますけれども、71名を超える大規模な児童クラブにつきましては平成22年度から補助金がゼロになる、その代わりに児童クラブの分割をするようにというふうな通知が参っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、恐らく待機児童が出る可能性が大でございますが、先

ほどの答弁で、定数を増やすというお考えはないという答弁でしたけれども、これがもし71名以上の、小学1年生、小学2年生、小学3年生の受け入れる条件がそろっている児童が増えた場合に、町長はどのように施策を展開されるのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今の子ども状況を見て判断をしてみたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ちょっと違うと思うんですけども、子どもの状況じゃなくて、小学校1年生、2年生、3年生、平成22年以降ですか、待機児童が70名を超えるという実態になったときには町長としては分割して海田南小学校には児童クラブを2つ設置するお考えはあるかないかとお聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）その生徒数によって、その地区についていろいろ判断してみたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）判断をするというんじゃなくて、71名以上の児童クラブに入所する対象児童ができた場合に、2カ所にされるのか、そのときにはやはりまだほかの方策を考えていかれるのかという問いなんです。済みません。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）2カ所にするというのは非常にいろんな面で多岐に費用がかかりますので、できたら今のままで何かの方法を考えていきたいと思えます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、水道事業でございますけれども、今、平成12年度以降、第二蟹原住宅を高置の施設から直結にされたという。直結じゃなくても、水槽をきれいにしていたら安全な水は供給できるということでございますが、やはり今の時代は、海田町も、私の認識によりますと、水圧を随分かけても大丈夫な水道の施策に展開されたと記憶しているわけですが、やはり直結の給水施設にすべきと考えますけれども、その点は町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）水道担当参事。

○参事（新浜）さっき町長の答弁にもありましたように、定期的に着実に点検・清掃をす

れば、我々水道事業者が送っている水は安全でおいしいものですから、その点検をやっ  
てもらいさえすれば、直接使用者の方にきれいで安全な水が行くものだと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、これ以降は直結型の水道水を供給していくお考えはないんでしょうか。

○議長（原田）水道担当参事。

○参事（新浜）水道事業者といたしましては、給水方法といたしましては直結給水方式と受水槽方式があるんですが、我々が持っている強制力といいますか、それは6階以上の建物に対しては受水槽を設けなさいという強制力があるんですが、それ以外については利用形態等によりまして自由に選択できるというようになっておりますので、これは使用者の方が受水槽方式にしたいと言われるのであれば、それは協議に応じるということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）私が質問していますのは、民間の高置受水槽じゃなくて、町の施設の高置給水方式なんです。それは要望があればということは、学校を含め、今も高置型の給水をしている施設は、そのの長になった方が教育委員会から申し入れがあれば検討するけれども、水道事業者としたら、申し入れがない場合はこのままでいくというふうに判断してよろしいんですか。

○議長（原田）水道担当参事。

○参事（新浜）そのとおりでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、今、海田町にあと7施設ですけれども、7施設は全然こういうことは、自分がその責任者になったときにも考えなくて自分はその職務を全うされていくというお考えを町長は認めていらっしゃるんでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この施設の問題は以前からずっと、水道というのは今始まったことではございませんし、給水能力とか水圧の問題は専門的に十分可能であるという判断のもとでやらせていただいております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）現実、教育施設の学校関係でございますけれども、西中学校と海田西小学校は直結給水可能な施設であるということですが、ここにつきまして教育委員会は建替え、また大規模改修のときには必ず直結給水にされるお考えはお持ちでしょうか。

○議長（原田）教育担当参事。

○参事（青木基秀）今のご質問、必ずということはございませんけれども、建替えのときには、こういった給水方法がより安全でおいしい水を供給できるか、また、コストの面等もございますので、総合的に勘案しながら判断すべき内容であるというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それと、海田中学校と海田南小学校については配水管本管の関係で、直結給水はちょっと無理ではないかという答弁でございましたけれども、現在におきましてもこの答弁はこのとおりでよろしいのでしょうか。

○議長（原田）水道担当参事。

○参事（新浜）海田中学校と海田南小学校につきましては、特に海田南小学校については高台にある関係で、水圧が低下するという問題がございます。それと、海田中学校につきましても、中学校まで行く配水管の口径が小さいので、その水圧の関係でこれもちょっと無理だというものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）海田中学校に行く配水管の径が細いのでという答弁を今いただきましたけれども、その配管につきましては、今、国が推進しております、地震に耐える管にかえるようにという方針が出ておりますけれども、その管は国が指針を出しています震度6以上の地震に耐える管に布設替されている管でしょうか、まだ旧式の、こういった管でしょうか。

○議長（原田）水道担当参事。

○参事（新浜）海田中学校に送水している管につきましては確か古いものだと思います。ですから、今度新しく布設替するときには管径を大きくして、それと耐震型の継ぎ手を使って耐震性を強めるようにしたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）全町的に地震に耐える管に布設替をするという施策はもう打ち出されてお

りますし、それを計画的にやられる時期に来ていると思いますが、今の海田中学校にかかわる配管は今のところ何年度には、その配管をされる予定は明確になっていますか。

○議長（原田）水道担当参事。

○参事（新浜）まだ明確にはなっておりません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、架橋の管理について質問をいたします。平成19年12月に海田町の橋も点検をして、ちゃんと地震に耐える橋にしていけないといけないのではないかという質問をいたしました。そういたしますと、そのときの答弁で、平成20年には職員によってまず目視をやってまいりますということでした。現在、平成20年度中にどれだけの橋を目視点検なさいましたか。これは国土交通省が点検をなさいという項目すべてをされているわけじゃないと私は判断しているんですけども、ただ、この答弁された目視による橋は現在のところ何橋ありましたか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）平成20年度に実施いたしました橋梁は14橋でございます。それは15メートル以上の橋について実施いたしました。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それは15メートル以上の橋のうち何十％に当たるんでしょうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）100％でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）21年以降には正式なといいますか、国が定めている点検を検討していきたいという答弁でございました。その中には大規模改修も必要になってくるのではないかと。そうしますと、年次計画を立ててやっていきますという答弁でございましたけれども、今日の中国新聞を見ますと、やはりこれは国が、本格的に危ないということで、橋梁長寿命化修繕計画を取りまとめるように指針を出しまして、市町村は2013年度までに修繕計画を立てるようという指針を出したわけでございますが、これをするためには今の14の橋ですか、20メートル以上になるともう少し少なくなるかもしれませんが、平成25年までには修繕計画を立てないといけないと。このことで各自治体は外部委託を検討するまちも出てきておりますけれども、海田町はこの点検について外部委託を検討されるお考えはあるかどうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）現在、今年度も町で点検を行いました。その点検につきましては平成19年度、広島県が広島県橋梁定期点検要領というのを示しております。その基準といえますか、そのやり方に従いまして今年度も職員による点検を実施しております。それから、来年度以降また職員で点検を行っていくわけですが、これも基準に基づいた点検を行っていく予定でございます。それで、町長も今言いましたように、来年度5メートルから15メートルの点検を行い、その後、5メートル以下2メートル以上の点検も行いまして、一応点検が全部終了した時点で今度全体的な橋梁の長寿命化ということで、長寿命化修繕計画というものを策定する予定にしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）もうそれは策定をしないといけないんですけども、平成25年度までに策定をなささいという指針ができています。今、国土交通省としても来年度から点検に対して補助を検討されているようでございますが、先ほどの妊婦健診の14回助成と同じように、政局が混乱していますから、明確な答弁はいただけないのは重々承知しておりますけれども、もしも来年度橋梁の点検に、この補助率が明確にはされておられませんけれども、補助をするという方向性ですけれども、そうなった場合に、今、課長が答弁なさいました、平成25年までに順次点検をしていくということでしたけれども、この点検計画を明確に立てて、何年度はどれだけ、何年度はどれだけとしないと、財政健全化計画といいますか、それにリンクしていきませんので、その点、国交省が補助対象に点検もするという予算がつかましたら、年度ごとの平成25年までの明確なる点検計画を作成しないといけないと思うんですけども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今ご説明申し上げたのは点検の各年度の状況でございます。今後、それによりまして現状の橋の健全度を把握いたします。それで、次に将来の予測といたしましていろいろ財政支出の予測とかその状況、じゃ、これについてはどういうものを手当てしていかなきゃいけないか、そういうものを予測いたします。それで、ここにその長寿命化修繕計画というものを、これを25年度までにやらないと、やりなさいもあるんですが、やらないと補助金が出てまいりません。当然こういうことをやるには特定財源の確保として補助金をいただきたい。先ほど申しました点検費用にかかわるものにつき

まして当然特定財源としてもしいただけるものなら財源計画の中に入れていくということで、それをやってまいります。それで、適切な補修工法、修繕時期、それらをその結果をもちまして考えていく、設定していくということになります。それが済みましたら、今度はどの橋からそういうものを施していくかという優先順位を決定いたします。それで都市計画、そういうものを策定いたしまして、これはもちろん町の財政の計画もごございますので、そこらと整合をとりまして、できるもの、できないもの、今後に託すもの、そういうものを選択してまいりまして各年度の予算計上になってまいろうかと、そのように考えております。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時をいたします。再開は10時40分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第49号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第49号議案、公の施設の指定管理者の指定について。平成21年3月31日をもって指定期間が満了する海田町福祉センターの指定管理者の更新に当たり候補者を選定したので、指定管理者として指定することについて議決を求めるものでございます。指定の相手方は、社会福祉法人海田町社会福祉協議会でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第49号議案、公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いします。公の施設の名称は、海田町福祉センターでございます。指定の相手方は、海田町日の出町2番35号、社会福祉法人海田町社会福祉協議会会長、鈴木康一、指定期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間といたします。

次に、資料2-1をお願いいたします。まず、海田町福祉センターの指定管理者選定についてでございますが、現在、福祉センターは平成18年度から3年間を、設置の目的

などから、地域福祉の増進を目的とした団体に限定し、公募によらず海田町社会福祉協議会を指定管理者として指定しております。20年度をもって指定管理期間が満了することに伴い、21年度以降も、現在の指定に対する考え方及び次の理由により、公募によらず引続き海田町社会福祉協議会を指定管理者として選定しました。理由として、1つ目は、福祉センターの設置目的に対し、海田町社会福祉協議会は海田町において高齢者や障害者の在宅支援など、様々な福祉サービスを展開しており、また、利潤を追求しない公益法人ということで、福祉センターの設置目的に最も適合した団体であると考えます。2点目として、25年の長きにわたり地域福祉の担い手として実績を有していること。3点目として、福祉関係の国家資格等を持った専門職員が指定管理業務、町委託業務、あわせて効果的な運営が可能であること。4点目として、現在、指定管理者として適切に業務を遂行しており、この経験と実績をもとに、21年度からも指定管理者として十分に役割を果たせる団体であると判断しました。

2ページをお願いします。指定期間は5年とします。理由は、現在は指定管理者制度初期の対応として、県や市の状況などにより3年間としておりますが、事業の企画実施、経費節減など、成果を出すためには長期的な指定期間が必要であると考え、5年といたしました。次に、指定管理者選定の経緯ですが、20年10月3日に現在の指定管理者であります海田町社会福祉協議会の事業評価を実施しました。期間は平成18年4月から平成20年9月でございます。結果は、施設管理、委託業務、利用者対応及び会計・経理の4項目を総合的に判断し、優良と評価しました。次の10月9日に評価結果及び現在の指定管理者選定の考え方、理由等をもとに、企画会議により、21年度からの指定管理者候補を非公募による海田町社会福祉協議会とし、期間を5年とすることを確認いたしました。10月30日に、この結果に基づき、引続き指定管理者を希望する意思を示しております海田町社会福祉協議会から指定申請書の提出があり、受理しております。続いて、11月7日に、提出された指定申請書類の事前審査を行い、適当であると認めました。11月14日に、この結果に基づき、企画会議により、21年度からの指定管理者に海田町社会福祉協議会を選定し、期間を5年とすることといたしました。次に、指定管理経費について、まず、町が定めた管理経費上限額、年4,592万円に対し、社会福祉協議会積算の管理経費提案額、年4,582万2,000円であり、上限を下回っております。

3ページをお願いします。指定管理者事業評価シート（総括表）、これは現指定管理者の事業評価をしたもので、この評価のもととなるものとして、先に次の4ページを願

いたします。この評価シートに基づき、評価項目の施設管理、委託事業、利用者への対応及び会計・経理を20項目に細分化した評価の観点を5段階の評価をし、これをA・B・C・Dの4段階評価した結果、施設管理と委託事業がBの妥当、利用者への対応、会計・経理がAの優良となり、この評価に基づき、3ページをお願いいたします。総括表として中ほどの2の評価結果、総合評価をその下の枠にあります評価及び総合評価の区分により、Aが2つ以上あり、残りもBであるため、優良と判定したものでございます。5ページをお願いいたします。指定管理者申請者の審査基準は、海田町社会福祉協議会から提出された申請書等の内容が福祉センター設置及び管理条例並びに指定管理者仕様書の内容に基づいたものであるかを審査したもので、適当と認めました。また、6ページには海田町社会福祉協議会の概要をつけております。

説明としては以上で終わらせていただきますが、資料2-2として「海田町福祉センター指定管理者仕様書」を提出しております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、今、非常に優秀な方であると。まとめて言うところいうね。反対で言うておるわけじゃないが、経費が非常に町の積算予算と近いというのは、まずそういうのは、予算をこれぐらいということで公開しておったのかどうか、たまたま偶然にその積算と町の予算とが合致したものかどうか、こういうのをまず1つ聞きたい。

それから、資料の2-1の5ページの一番上に「正当な理由なく、施設の利用を拒んだりしないこと」というので、非常にいい業者であるという解釈の仕方なんです、我々が過去あそこのアリーナというか、板の間で卓球とか何とかをやっておられる会があるということで、ほとんど独占的に利用されておるので、見学もままならんというのを聞いておったんですが、そこらについてあなたたちはどういうふうに把握しておるのか。

それと、町の予算が4,590万だったかな、これが、今先ほども言いましたが、非常に近いということですが、これが一般的に町の職員が行ったときの経費でこのままであるのかどうかということ。何かその近いところに、人件費だけでこうやっておる、もちろん施設の維持費、電気とか水道云々を含めたものもあると思うんですが、その辺の差異についてはどうなっておるのかということ。含めたものでやっておるのかどうか、ということなんです。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）まず、予算の積算でございますが、これは福祉センター自体が設置目的でありますとか事業内容でありますとか、そういうものが18年度からの指定のときと変わっておりませんので、18年、19年、20年現在までの実績等をそれぞれが計算して出しております。中身的には光熱水費とか、法定を含めた業務委託がほぼ額的に90%でございますので、結果的に大きな開きは出なかったということでございます。

2つ目として、5ページの正当な理由なく云々ということですが、これについてはある運動クラブがそういう状態であったということで、社会福祉協議会局長と、また代表者等と話をしながら、他の方が使用できるような形をとるということで、それは了解を得たというふうな結果と認識しております。

最後の、経費の積算の中には人件費、これは臨時職員1名でございますが、それと光熱水費等を含めた事務費とか事業費、これらすべてを含んだものがこの積算内容となっております。

○議長（原田）最初の質問の中で、予算は公開されておられたのかどうかというところの問いの答えをしてください。高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）これは非公開でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。指定管理者の選定についてお尋ねいたしますが、社会福祉協議会がそれなりの評価をいただいて今日まで来た。私は別に異論はないんですよ。ただ、制度上の設定ですね。ここにあるのは公募によらず、あるいは公募によらず引続きとありますね。この制度上の原則、契約の中に、一般的に言えば指名競争入札とか一般競争入札とか随契とかいろいろあるんだけれども、制度上やっぱり頭ごなしにこういう、公募によらずというのが引かかるなという。指定管理者制度をつくるに当たって、別に私は社協で異論はないわけですが、しかし、この制度を設けた上ではそういう頭から決めつけるようなやり方でこうして議案の説明をされるのはいかがなものかなというように私は感じたので、その点について制度上、公募によらずというのが妥当なのかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）この選定につきましては、平成17年度に指定管理者制度に係る運用指針というものを定めました。その中で、施設の目的、性格と、これを請け負う民間

団体が同じ性格で、これが行うことが最も効果的に事業を運用できるということが条件として、公募によらず指定管理者を指定するというものをもって社会福祉協議会とさせていただいております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私は、原則はどうかというのをお尋ねしておるんです。公募によらずとは、それでもいいんですが、原則はどうなっているのか。例えば社協以外のところでこれに同じような団体があったとすれば、やっぱりそれはいろんな評価をして決めるわけでしょう。だから、2つの業者がおったら公募しなくてはならないというような条件がつくわけですから、原則としてどうかというのを私は尋ねておる。それをお尋ねします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）ご指摘のとおり、原則は公募でございます。公募でありますけれども、この施設につきましては施設の設置目的あるいは特性、施策の関係から、非公募の方がよりよいだろうという判断をしたものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。今回の指定管理経費で上限額4,592万、管理経費提案額4,582万2,000円でございますが、過去3年間、今まで3年間指定管理者で頑張っていたんですけれども、この18年から20年度までの1年度ずつの収入は4,647万かかっているわけですね。今回指定管理を継続で5年になっていくわけですが、数十万円経費節減の提案額を出されているんですけれども、その辺の過去3年間要った費用よりも数十万少なくとも同じ事業ができると判断されたと思うんですけれども、その内訳を行政側としてお聞きになっていきますか。

それとともに、過去18年から20年までの管理経費上限額は幾らだったんでしょうか。

それと、資料2-2に仕様書があるわけですが、仕様書の最後に、業務実施上の注意事項で、その他仕様書に記載のない事項については海田町と協議することとございましたけれども、過去3年間、この協議をされた実績はありますか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）この積算、また指定管理料というものにつきましては、過去18年と19年の決算が出ておりますが、その中では、この仕様書、また協定書の中にあるんですが、事業を実施し、経費節減をした結果、収支残があれば返還するというのがござい

ます。その額を含めて説明いたしますと、18年度が、指定管理費は4,647万円ですけれども、その他収入・支出、これの収支により155万2,000円の残が出ております。これは今の経費節減でありますとか、2年目ということの部屋の稼働率でありますとか、いろいろなもの、またプールの利用でありますとか、これを含めた結果、歳入歳出収支で155万2,000円。19年度が、これは経費節減を強化いたしました。それと、歳入についてもプール利用等が増えまして、結果的に321万8,000円の収支残ということで町に返還をいただいております。そういう中で、この予算につきましてはそういう、今後からの5年間につきましては今の返還額とあわせて1月から電気代、ガス代等が値上がりするという情報の中でそれを勘案した結果がこの額の設定ということになっております。

それと、先ほどの最後の質問でございますが、これについては今までに修繕に係る部分で額が大きなもの、プールの中の塗装でありますとかというものについては町でやるか、または指定管理費の中でやるかという協議があったというぐらいでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）もう1点答弁が抜けているんですけども、3年間の上限額は幾らで指定管理を任せたいのでしょうか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）3年間の各年度の上限は4,647万円でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）もう3回目ですから。そうじゃなくて、今回も管理経費上限額を設けていらっしゃるって、その管理経費の提案額が、今年度の5年間は社協から出されたのが4,582万2,000円で、町が示した上限額は4,592万円ですね。今私が言いましたのは、収入額が4,647万、3年間の1年平均でしたけれども、そのときの上限額は幾らでしたかということですから、これは上限額じゃなくて向こうの提案額、これで請け負いますよという提案額と私は判断しているんですけども。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）前回の上限額については今ここに資料を持っておりません。申し訳ありません。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）3ページ以降に事業評価シートがあるんですけども、この評価の仕方というのは事務事業評価制度によったものかどうか、この根拠は何でしょうかという

こと。

それから、今、佐中議員ですか、原則は公募だというような回答があったんですけどね。そうしますと、本来は公募だけれども、非公募にしたんだという説明だったんですけども、2ページに、企画会議でこれは非公募にするかどうかというのは原則云々ではなくて決まってしまうような印象を受けるんですけども、その辺はどうなんですか。この2点をお願いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）まず、評価シートと事務事業評価のシートとの関係でございますが、この指定管理者に係る評価シートにつきましては、各地の先進地の事例を参考にしながら町独自の評価シートをつくったということで、事務事業評価とは別のシートでございます。

それから、いわゆる公募、非公募への対応でございますが、先ほど高齢福祉課長がお答えいたしましたように、指針を定めておりまして、非公募の場合については企画会議の中でそういった選定あるいは審査を行って、いろんな意見を聞きながら最終的に方針を定めていくということで指針の中に定めてございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）これを読むと、年数までひっくるめて企画会議で方針が決まるようになってるんですね。それでそのままずっといくんだけれども、何か原則に対して企画会議で決まったことはそのままいくんだというような印象を受けるんですが、それはどうなんですか、現実のところ。非公開にするのが原則じゃないんじゃないかと思うんですけどね。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）企画会議の中におきましても当然、今お手元にお配りしておりますような資料でもって、いわゆるそういった福祉協議会の今まで3年の実績、どういったことでやってこられたかという実績を踏まえた上で、なおかつ今回の申請に当たって新たにどういった提案をしてきておられるかというふうなことまですべて含めて審査をしてそういうふうな方針を決めたということでございます。

○議長（原田）暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 休憩

午前 11 時 17 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

それでは、答弁をお願いいたします。高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）1 回目の初期の指定管理に対する町の積算額としまして4,850万を示しております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。岡田議員。

○4 番（岡田）指定管理を3年から5年にされるという中で、5年にした方が経費の節減が図られると書いてあるんですけども、3年よりも、例えば仮にこのたび3年で更新して、それからまた24年か何か、例えば仮に3年した場合と、ずっと続けて5年間した場合、経費の節減はどれぐらいの節減ができるという考えでこういうふうな経費の節減ができると書いておられるんですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）このまま3年で続ける場合と5年で続ける場合、この経費節減につきましては各1年度ずつの積み上げでございますので、その部分については大きく強調はできないとは思いますが、事業自体が特色のあるものが企画できるということが中心と考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3 番（三宅）3 番、三宅です。資料の2-2の3ページの「その他」のところ。これは始まるときにも、思い出しておるんですけども、「その他」のところの緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。2番で、運営管理についてモニター制度を実施し、適正な運営を図ること。3番で、賠償責任保険に確実に加入すること。4番、個人情報のこと。5番、寄附の申し出があったようなときは町長へ事前協議すること。17年度の資料は今ここにありますが、こういうところで、最初は厳しくということで、1つでも守られねば契約を解除する、そういうようなことを聞いたことがありますけれども、18年度並びに19年度に関してこのあたりのチェックをされて適正だったのかどうか、その辺をお伺いしておきます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）「その他」の部分でございますけれども、緊急時の対応と防犯・防災対策ということでは、マニュアルを作成しております。これによって適切に対応でき

るように日ごろの心構え、これを十分に持つておるということでございます。それと、モニター制度等のところでございますが、これは現在も利用者からの意見箱でございますとか、満足度アンケートでございますとか、こういうものをいただいて、これを事業に反映させるということはやっております。これにプラスしてモニター制度を行うということでございます。その他の部分につきまして、これまで個人情報等を含めて適切に対応しておると判断しております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第49号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第50号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第50号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）それでは、第50号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。資料3の「海田町国民健康保険税条例新旧対照表」のご用意をお願いいたします。ご覧のように、今回の改正は地方税法の一部改正に伴い、語句と引用条文の項ずれを整備するものでございます。2ページをお願いします。改正内容のうち、附則第6項に引用されております地方税法附則第35条の2の6第15項については、項ずれと、内容の一部が改正されておりますので、その要旨を資料4で説明いたします。資料の用意をお願いいたします。まず、海田町国民健康保険税条例附則第6項、上場株式等に係る国民健康保険税の課税の特例に引用されております地方税法

附則第35条の2の6第15項の改正内容を説明いたします。下段に要旨を記載しておりますが、現行では市町村民税の所得割の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の金額と上場株式等に係る配当所得の金額は損益通算できませんでしたが、改正によりまして、平成22年度以後の年度分の市町村民税から所定の申告書を提出することにより損益通算ができるように改正されました。これに伴いまして、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税についても所得割額の計算上、損益通算の適用がある場合は、損益通算の適用後の金額を所得割の算定に用いることになるものでございます。以上でございます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第50号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第51号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第51号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。健康保険法施行令の一部改正に伴い、産科医療補償制度に係る保険金掛金相当額を出産育児一時金に加算するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第51号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。議案書の6ページをお開きください。あわせて資料5の「新旧対照表」をお願いいたします。「新旧対照表」でご説明させていただきます。今回改正しようとする出産育児一時金第5条第1項は、このたび、分娩に関連して

発症した脳性麻痺の赤ちゃん及び家族の経済的負担を補償するための産科医療補償制度が創立されたことによるものでございます。この制度は、妊産婦の方が安心して産科医療を受けられるように、分娩機関が加入する制度でございます。この制度に加入している分娩機関で出産した場合には、保険掛金相当額の出産費用の増加が見込まれることから、妊産婦の負担の軽減のため、現在35万円支給しております出産育児一時金に3万円を超えない範囲の額を加算するものでございます。

第51号議案をお願いいたします。施行期日は平成21年1月1日でございます。なお、経過措置といたしまして、施行日前に出産をした被保険者に係る海田町国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額は従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。提案理由のところ、今回、出産のときに重い障害を持たれた方の補償をするための制度を創設されたと私は認識しているわけですが、じゃ、この制度創設に伴って、この制度に加入している医療機関で出産ということですが、妊産婦はどの医療機関がこの補償制度に加入しているかどうかというのはどういう形で判断をしてそこに行くんですか。それは行政側として医療機関に、自分のところは加入いたしましたということをどういう形でPRを含め告示をするというふうに指導なさっているんでしょうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）確認の方法についてでございますけれども、まず、妊産婦の方がその産婦人科に受診された場合につきましては原則としましては、97%ぐらいの産婦人科の病院がかかっておられます。それで、制度としては、妊産婦の方と産婦人科の方で、産婦人科の方からその制度に入っているよということを知っていただくということになっております。その中で、妊産婦の方がその制度、保険に加入するということになれば、その方に登録書というものが交付されます。そういう形で入っていただく、それと確認をするということになります。ただ、その産婦人科がどのような形に入っているかという話になりますと、現在のところでは、周知できるような形にはするということで聞いておりますけれども、具体的な通知等はまだ来ておりません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういったしますと、行政の方から医師会の方に、我が医療機関はこの制度を活用している機関であるということを提示というか、だって、自分はその病院に、妊婦になられた方が行かれて初めて、その医療機関が対象の医療機関なのか、対象でないのか、わからなくて行くわけです。それ以前に周知徹底するような告示をしなければ、妊産婦は医療機関を選ぶのに困難をきわめると私は思うんです。医師会にそれを周知徹底といいますか、極力扱うということだとは思いますが、その辺を行政の方から医師会の方に、まずはこの制度に入ってください、入った場合はそれを医療機関としてPRをするということを助言するお考えはないかどうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）現在の広島県の加入状況、それと海田町の加入状況でございますけれども、先ほど申しましたように、広島県では約96%の産婦人科の方がこの制度に加入されております。幸いに、海田町に2つございます産婦人科の方は既に参加されております。ただ、今、議員のご指摘のように、それ以外の医院等で受けられた場合に、その妊産婦の方があらかじめ知って行かれるかどうか、選択をして行かれるかということになるかと思いますけれども、先ほども申しましたように、これについては具体的な周知方法というのはまだ示されておられません。ただ、今指摘がありましように、町としてもそのようなことについてはご指摘のように医師会に確認とお願い、その辺をして、妊産婦の方がそういう保険に入っておられる産婦人科を選択できるような形に措置は講じていきたいと思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○4番（岡田）よくわからないんですけれども、今、脳性麻痺と言われたんですけれども、これだけなんですか。ほかにもいろいろな種類があるんですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）現在受けている情報では、通常の分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺の赤ちゃんということで通知を受けております。それ以外には基本的にはない。ただ、1点、審査を受ければ、そういう方以外の出産の場合でも対象になる場合があるということでは通知を受けております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）そういう重度の場合だったら事前に妊産婦健診でわかるんじゃないかと思うんですけれども、この場合は分娩のときだけそういうふうなことなんでしょう

か。分娩のときにそういう障害が出たときということになるんですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）現在いただいております通知の中では通常の分娩ということですから、先に重度の方がわかるかどうかということではなくて、この評価については私どもも医学的な専門ではございませんので、申し訳ないんですが、通常の分娩に関連して、生まれた後、重度の脳性麻痺になったときには無過失で補償できる、要するに責任の有無をということではなくて、脳性麻痺になっているという無過失の中での保険の制度ということ聞いております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第51号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第52号議案、海田町福祉事務所設置条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第52号議案、海田町福祉事務所設置条例の制定について。海田町福祉事務所を設置することにより、援助を必要とする住民の福祉の向上を図るため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）それでは、第52号議案、海田町福祉事務所設置条例の制定についてご説明をいたします。議案書の7ページをお願いいたします。あわせて、資料6の「海田町福祉事務所の組織（案）及び事務分掌（案）について」をお出してください。まず、条例案から説明させていただきます。この条例は、来年4月から開設いたします海田町の福祉に関する事務所について、条例を設けるものでございます。内容でございますが、第1条では、設置根拠であります社会福祉法第14条第3項の規定により、条例を設け、

福祉に関する事務所、いわゆる福祉事務所を設置する規定でございます。次に、第2条でございますけれども、福祉事務所の名称は海田町福祉事務所とし、位置は海田町上市14番18号の役場内とするものでございます。次に、第3条でございます。福祉事務所の所管する事務の範囲について定める規定でございますけれども、社会福祉法第14条第6項で定めております生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成、更生の措置に関する事務のほか、町長が必要と認める事務を取り扱うものとしたものでございます。次に、第4条でございますけれども、福祉事務所の職員の定数につきましては、海田町職員の定数を定めた条例中の町長の事務部局の職員の定数の中で福祉事務所を運営するという規定でございます。次に、第5条でございますけれども、この条例の施行の際、必要な事項については規則で定めるという委任の規定でございます。施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、資料6の説明をさせていただきます。資料6をお出してください。福祉事務所の組織及び事務分掌につきましては、海田町事務組織規則で定めることとしておりますけれども、他の市町と同様な形である福祉課の組織をもって福祉事務所に充てる予定としております。このことにつきましては、福祉事務所の事務は福祉課が窓口となるものがほとんどとなるためでございます。このため、現在の福祉課1室2係から、生活保護を担当する生活福祉係を加えて福祉課3係での運営体制を検討しております。また、福祉事務所長には福祉保健部長を充てる予定でございます。次に、項目の2におきましては福祉課の各係の主な事務分掌の案をお示ししておりますけれども、表中の太い文字でお示しした部分、摘要欄に法定移譲と表記したものが福祉事務所の設置に伴う新たな事務でございます。また、摘要欄の特例条例の表記につきましては、県からの権限移譲に伴い、平成19年度から受けた県の移譲事務でございます。そのほかのものにつきましては、従来から町の事務ということで整理しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中議員。

○15番（佐中）設置の問題で、組織図を見れば、町長と副町長、福祉事務所長というのがありますね。私を感じるのに、今までの機構と組織の中から外れたような気がするわけです。ですから、福祉事務所をこうして設定する場合は、これから見れば別法人に準

ずるというように感じるんですが、組織上明確にこれはどうなるのかというのを説明願いたいと思います。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）先ほどご説明の中でも申し上げましたけれども、福祉事務所の設置条例については別個に定める必要がございます。ただ、組織につきましては現行の福祉課の組織がほとんど福祉事務所の窓口的な業務をしております。福祉事務所の事務はそれとほとんどイコールになる部分がございますので、事務組織上から言えば福祉課の組織の上に福祉事務所をかぶせた形。福祉事務所はイコール、このたびで言えば福祉課という形で考えていただければわかりやすいかと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私は理解に苦しむというか、混乱しておるんですが、じゃ、ここにある組織、この資料ですね、今まであった機構やら組織、これに枝葉がずっと伸びていくのか、それとも別の項目でこれを設置されるか。例えば水道は企業会計じゃね。そういう形であるのか、それともこれにずっと横の連絡があっていくのかというのを組織上明確に教えてほしいというように思うんです。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）先ほど申しましたように、事務組織規則、これは町全体の組織を定めております。その中で、今回お示しした部分は全体の組織図の中で福祉事務所を取り出すために、その部分だけをお示ししておりますので、誤解がないようにしていただければと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料6の組織図なんですが、この縦で、町長の次に副町長、副町長の次が福祉事務所長で福祉保健部長が兼任という形なんですけれども、ここに副町長が横並びに入っている組織編成をされているということは、助役から副町長に名称変更とともに、町長が指示したことによっては副町長がその事務を執行できるというような形の制度といいますか、それが入ったと記憶しているんですけれども、もしそれを適用されるのであれば、なぜ副町長が縦並びのところに組織図としてここに記載されているのでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）本来、福祉事務所は海田町が受けるものでございます。ですから、本

来のたてりであれば、町長以下、組織の中の規定に基づいて運営をする体制でございます。福祉事務所につきましてはあくまでも町が受けた事項の中で福祉事務所長が委任を受けながら福祉事務所を運営するものでございますので、形上から言えば、町長の事務の委任を副町長が受け、その委任を福祉事務所長及び福祉保健部長が受けているということをお示ししたものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ですから、今の答弁でいきますと、助役から副町長と名称が変更になったときに、町長が委任をする1つの事業というか、教育委員会は副町長に任すとかそういうことができるという、副町長の名前変更だけじゃなくて権限が移行になったと私は記憶しているんです。ですから、今の答弁からいきますと、今回海田町の福祉事務所の総括は副町長がされるという組織図になっていくという判断でよろしいんですかね。今の答弁だとそうなりますが。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）あくまでも、先ほど申しましたように、福祉事務所というのは町として受けるものでございますので、最終的には町長の権限の中で処理するものと考えております。今お示ししております図式につきましてはあくまでも、海田町の事務処理の決裁規程の中でそれをお示ししながら福祉事務所長の位置づけをお示したものでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）この条例はたった5カ条なんですよね。それで、21年4月1日から施行すると書いてあるわけです。第5条には「条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」といって、本来なら、5カ条しかない条例を施行するんだったら、規則で皆さんに出すべきだと思うんです。いつごろできるんですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今回お示ししておりますのは福祉事務所の設置条例ということで、まず設置条例を定めていただきながら、関連する規則については4月の施行期日前までに諸規則を整備することとしております。今回は、設置をすることを決めていただきながら、対象の方々への周知であるとか医療機関等々への周知を図りたいということから、設置条例のみをお示ししております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）それは施行する前までに決めるというのは当たり前ですよ。たった5カ条ですよ、これは。ほとんどが規則にゆだねているんです。だから、議会にかけるときには規則まで本来なら提出すべきじゃないですか。議論しようと思っても、できないでしょう。規則に定めるといって、どんなことを定めてやろうとしているのか。この組織図なんかも一応載せられるのかどうか。どんなことを規則に挙げようとなさっているのか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今後制定する規則の内容でございますけれども、先ほど説明の中でもお示ししましたように、海田町の事務組織規則の中で具体的な事務分掌を定めることとしております。今回資料としてお示ししている部分でございます。そのほかに、海田町の福祉事務所長に対する町長からの事務の委任の状況、それから、生活保護法に基づく施行細則、その他母子の生活支援施設に入所する際の自己負担を求める規則等々の規則を整備することとしております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）全員協議会でも申し上げたんですけれども、今までの研修結果でやっぱり問題になっているのはプライバシーの問題、この間申し上げたから、がちやがちや言いません。それと、人事ですよ。専門家に研修を受けたりして、やはり5年以上かかるというんですよ。そういう人事の硬直化という、その辺のことを申し上げたんですけれども、内規的なものをつくって、その辺はどのようにやっていかれるのか、その方法はどのように考えておられますか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）職員の人事につきましては、非常に心の負担のかかる職種でございます。それと、非常に専門的な分野でございます。それを加味しまして、なるべく職員のローテーションは負担にならない期間、ただし専門職として実績が出せる期間ということで、最長でも5年ぐらい、できれば、それよりも短い期間でローテーションできるようにとは考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。係が3名プラス2名、5名だと聞いているんですけれども、この仕事は特別な要素もあると思うので、係になられる方の手当とかそういう面の配慮とかはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）この福祉事務所に係る職員につきましては、生活保護等の現業部門の職員については特殊勤務手当の創設を考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、これから4月1日からスタートするという事なんですけれども、準備でいろいろ話をされると思うんですけれども、視察とかへ行かまして、やっぱり緊急時とか非常時のことが心配なんです。その話を今現在これから進めるというか、話し合いをよくよくしてほしいと思うんです。非常時とか緊急時とか、よくよく念入りしてほしいと思うんですが、その辺をもう一つ聞いておきます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）緊急時の対応につきましては、土日・夜間にかかわらず、入院であるとか、犯罪に巻き込まれるということもございます。緊急時の対応については今後、職員体制が整った段階で遺漏がないようにしてまいりたいというように考えております。

○議長（原田）ほかに質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第52号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第6、第53号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を

求めます。町長。

○町長（山岡）第53号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について。海田市駅南口土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、事業区域の縮小により、権利者の数が審議会を構成する選挙すべき委員の数に満たない場合について定めるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）まちづくり事務所長。

○まちづくり事務所長（花本）それでは、第53号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、海田市駅南口土地区画整理事業区域の約5.8ヘクタールを東地区の2ヘクタールに事業区域を縮小したことに伴いまして、現行の条例で規定されている土地区画整理審議会委員の定数について、権利者の数が定数に満たないことが予想され、その取り扱いについて規定を追加するものでございます。

お手元の資料7をお願いいたします。改正内容につきまして、初めに目次でございませうが、第3章に新たに1条を追加するため、目次中の第3章の条名表示を「第14条」から「第14条の2」に改めるものでございます。次に、第1条中の「第3条第3項」を「第3条第4項」に改めるものでございます。これは土地区画整理法の改正によるもので、県や市町村などの地方公共団体が土地区画整理事業施行者の場合の規定が「第3条第3項」から「第3条第4項」に改正になったことに伴い、改正をするものでございます。次に、審議会委員の定数について、条例第8条で「10人」とし、その内訳として、宅地所有者及び借地権者の権利者が8名、学識経験が2名と規定しておりますが、この第14条の2は、権利者の数が委員の定数に満たない場合の審議会の構成について規定を追加するものでございます。第1項は、区域を縮小した東地区約2ヘクタールの区画整理事業区域内の宅地所有者及び借地権者が6名で、定数の8名に満たないことが予想されるため、その場合、選挙をしないで委員となることを承諾した者が委員となるものとするという内容でございます。次のページをお開きください。第2項は、現条例で審議会委員の定数10名で、内訳として、権利者から8名、学識経験者2名となっておりますが、権利者の数が定数に満たない場合の学識経験委員の選任について規定をするものでございます。つまり、区域を縮小した東地区2ヘクタールの区画整理事業区域内において、仮に、委員になることを承諾した権利者の数が6名の場合、4分の1を超えない範囲内

において、また、4分の1が1人に満たないときは1人を選任すると、学識経験委員は1名になるということでございます。続いて、第3項では、審議会において、先ほど説明しましたような宅地所有者や借地権者の委員の数が定数以下の6名で運営されていて、それ以降に宅地所有者や借地権者の数が定数の8名以上になったときは、委員の任期にかかわらず直ちに審議会委員の選挙を行うという規定でございます。第4項は、権利者の数が委員の定数に満たない場合、委員となることの承諾を得て就任した委員の任期に関する規定です。つまり、委員となることの承諾を得て就任した委員の任期は5年となっておりますが、その5年の間に権利者の数が委員の定数を超えた場合に、直ちに審議会委員の選挙を行うということとなります。その場合、承諾を得て就任した委員の任期は、新たな審議会が発足する前日までとなることを規定しているものでございます。

では、議案書9ページをお願いいたします。附則でございますが、この一部改正条例は公布の日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、改正条例案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第53号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、第54号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第54号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。特定事業場等の接続の促進により、下水道事業の健全な経営を図るため、下水道使用料を改定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）第54号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。それでは、今回の料金改定の経緯からご説明申し上げます。砂走処理分区にある大口排水者については、平成14年ごろから接続の準備等について協議を重ねてまいりました。現在、接続予定の大口排水者とは平成18年4月ごろから接続についての協議を続けております。公共下水道へは供用開始してから3年以内に接続することとなっており、町は、公共下水道へ接続されるか、自家処理されるかの方針を出していただくよう、会社に要請いたしました。この会社は全国各地に工場があり、公共下水道に接続しておられますが、本町の場合、使用料金が他都市に比べ非常に高く、このままでは広島工場自体の存続も危ぶまれ、接続が困難であり、工場を移転するか、自家処理するしかないとの考えを示されました。この会社はこれまで処理施設を建設し、水質汚濁防止法で規定された水質で公共用水域に放流しておりますが、仮に自家処理する場合、高度処理施設の増設費用が必要となります。このような状況の中、広島工場としても接続の方向で本社と協議したいので、使用料の減免措置とか安くなる方法はないかなどを検討してほしい旨の要望がございました。ちなみに、海田町を含んだ太田川流域下水道関連の市町の使用料は、1,000トン以上の水量単価が全国平均の約2倍になっております。協議を重ねていく中で、使用料の問題が解決できれば公共下水道に接続する意思を示されており、本町としても、接続していただかなければ環境整備の投資効果も出ないこと、また、多額の使用料収入が見込めなくなることもあり、下水道事業の運営が困難になること等を考慮し、使用料の一部を見直しすることとしたものでございます。また、料金改定後、本会社ほか1社が接続された場合、接続済み特定事業場のみの使用料の減額となる額を差引いても約9,000万円程度増収となる見込みでございます。内訳につきましては資料で後ほどご説明いたします。

それでは、今回の改定内容について、資料によりご説明申し上げます。資料10の1ページをお開きください。今回の大口排水者に係る下水道使用料改定の考え方についてございますが、本町の下水道使用料は昭和63年11月1日に供用開始して以降4回の改定を行いまして、現在、維持管理費の全額と資本費の38%を賄う設定となっており、現行改定では一般家庭汚水や営業汚水等の用途別に区分し、それぞれ使用水量が増加するに従って単価が高くなる累進従量型の料金となっております。こうした使用料の設定に当たっては、一般家庭への負担軽減に配慮する一方で、営業用など大口排水者に対してはより高額な負担を求めるものとなっております。現在の社会情勢で景気が低迷する中、従

来のように大口排水者などに、より多くの負担を求めることが困難になりつつあります。今後新たに大口排水事業者2社が接続を予定されておりますが、現行使用料金では下水道法第10条ただし書きにより自家処理する場合より下水道使用料の方が非常に高額となっておりまゝいます。このため、経済的な負担がより大きくなり、自家処理を選択される可能性が非常に大きくなってまゝいます。これらのことから、接続済みの特定事業場等の使用料金も含め、使用料の一部について負担の軽減を図るため、下水道料金を改定しようとするものでございませう。

次に、現行の使用料の実態ですが、町内の重立った特定施設を有する13事業場について現行の使用料体系を用いて下水道使用料を試算すると、年間約2億4,000万円が見込まれ、このうち今回接続予定事業場の下水道使用料が約1億3,000万円で、全体の2分の1以上を占め、さらに来年度接続予定事業場の5,000万も含めると、2事業場で約4分の3を占めることとなります。また、新規に下水道接続を予定する2事業場の使用料金を水道区分別に見ると、月当たり1,000立米を超えるものが全体使用料金の96%及び89%を占めております。

2ページをお開きください。次に、改定使用料金の基本的な考え方でございませうが、今回の使用料改定は次の考えから、月当たり1,000立米を超えるものの料金について改定しようとするものでございませう。まず1としまして、下水道接続予定の2事業場の排水量は月当たり1,000立米を超えるものが大部分を占め、現行の使用料体系では負担影響が最も大きいこと。2としまして、特定事業場が下水道に接続する場合、排水量が1日当たり50立米の事業場は法令等により厳しい排水基準が適用され、違反すると罰則が科せられます。この排水量を月当たりに換算すると月当たり1,100立米となりますが、この水量が含まれる月当たり1,000立米を超える水量区分について軽減を図ることが適当と考えられること。3としまして、本町の現行下水道使用料は平成18年4月に改定され、既に町内においても周知し理解されているため、今回の改定は可能な限り現行体系を維持し、改定範囲を最小限にとどめられる部分改定が適当と考えられること。また、4としまして、使用水量が月当たり1,000立米を超えている企業等は現在町内に11社あり、特定事業場だけでなく他の使用者に対しても配慮できること等の考え方によるものでございませう。

次に、料金の設定についてですが、特定施設を有する13事業場の年間総使用料は、近隣市町は全国同一類型都市の使用料体系による試算及び代替となる自家処理施設の必要

費用の試算結果などから、1億4,000万から1億7,000万円程度となる使用料が適当であると考え、改定使用料の案として次の3案を考えました。1案としまして、月当たり1,000立米を超える単価を240円としたときの年間使用料の合計が1億4,600万となり、2案としまして、単価を260円としたとき、年間使用料合計が1億5,400万円となります。3案として、単価を290円としたとき、年間使用料の合計が1億6,600万円となります。これらの案は近隣市町の使用料体系等を踏まえつつ、13事業場における自家処理費用と下水道使用料を比較して得られたものですが、1案、2案については自家処理費用と使用料の比較のみに重点を置いた案であり、自家処理費用との格差が大きくなり過ぎると思われれます。3案は、1案、2案に比べ、自家処理費用との格差が極めて小さくなること、現行の480円から290円に下げること、既接続事業場分の使用料金は減少するものの、今回接続予定の事業場の使用開始により、減少分の約9割程度の収入増が見込めることになり、下水道事業の健全な経営を図ることができるというメリットも出てまいります。今回の料金体系は大口排水事業場の過大な負担を一部軽減し、接続促進を図りながら改定幅を最小限にとどめるという観点から、3案の290円を採用することが妥当と考え、月当たり1,000立米を超える料金単価を480円から290円とするものでございます。

3ページ目でございますが、下水道法第10条ただし書きの条文及び施行上の通達を載せております。特定事業場が排水基準を満たした処理水を公共用水域に放流する場合、本条文により自家処理を許可せざるを得ないとされております。次に、4ページをお願いいたします。4ページ目は、広島県下自治体及び全国における同一類型都市の最上区分の単価と、今回接続を予定されている会社について各自治体の使用料体系で試算した場合の年間使用料でございます。

5ページをお願いいたします。今回の改定を行った場合の既接続事業場のみの使用料の減額分と、新規未事業場の接続による年間使用料金の増額分等の試算した結果を載せております。立米当たり290円とした場合、年間9,090万円の増収となってまいります。

6ページをお願いいたします。今回接続を予定されている会社の排水水量で現行と改正案の料金体系で試算した結果と、自家処理に必要な年処理等を比較しておりますので、ご参照ください。

次に、7ページでございますが、雨水・汚水経費の負担区分をあらわしております。下水道使用料の算定の基本的な考え方としては、汚水処理費の全額を使用料で賄うことが原則とされております。前回の改定時は資本費の約38%の使用料で賄っておりましたが、

今回の一部改定により約54%を賄うこととなります。

8 ページ目をお願いいたします。8 ページ目に県内市町の平成20年3月31日現在の下水道普及の状況を示しておりますので、ご参照ください。

続きまして、54号議案をお願いいたします。今回の改定理由は、特定事業場等の接続の促進により、下水道事業の健全な経営を図るため、第18条第2項の表の営業用汚水の部1,000立方メートルを超えるものの項中「480円」を「290円」に改定するものでございます。附則でございますが、附則第1項は、施行日を平成21年4月1日といたします。第2項は、平成21年4月1日以降のものについて改正条例を適用する旨を定めております。第3項は使用料改定に係る料金算定等の経過措置、第4項は使用料金算定における端数処理について定めております。

資料の9をご覧くださいと思います。一例としまして、平成21年2月15日から4月14日までの改定日前後の2カ月間に4,000立米を排出した場合の下水道使用料の計算方法を示しております。旧料金対象日数は45日間、新料金対象日数は15日で、合計で59日でございます。旧料金で2カ月分の使用料は178万4,010円となり、旧料金に係る日数が45日ですので、136万685円となります。新料金での使用料は140万4,010円で、新料金に係る日数が14日ですので、33万3,154円となり、新旧料金合計で169万3,839円となり、これに消費税を加えますと177万8,530円の使用料となるものでございます。なお、「海田町下水道条例新旧対照表」を資料8に添付しておりますので、ご参照いただければと思います。以上で下水道条例の一部改正の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、まず最初に、いわゆる累進料金というのか、ようけ使えばようけ使うほど料金が高くなるように設定されておる。この理由というのか、なぜ、例えば10立米なら、これでいくと102円だと。15立米から20立米までというふうに、非常に小さく刻まれておる。上に行くほど刻みも粗くなるんですが、まずこの累進料金というのか、そういうふうになっておるといふ理由をひとつ聞きたい。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）本町の下水道料金の体系でございますけれども、これは下水道法第20条の基本的な考え方に基づいて設定したものでございまして、近隣市町との調整も図ったものでございます。料金が高くなれば高くなるというのは、下水道の場合、処理水が

多くなれば多くなるほど施設も大きくしなければいけない、要は処理施設も過大なものになしければならないという独特な考え方がございまして、料金が高くなればなるほど施設も大きくなりますので、料金が高くなるというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）べろをかみながらしゃべっておるので、言いたいことの意味はわかるんですが。要するに、受益者負担の原理じゃないけれども、ようけ使えば施設が大きくなるので高くなる、こういうことの説明というふうに理解したんだけど、それで、今回は1,000立米を超える部分について約150円ぐらいかな、値下げをしようと、こういうことだね。多少の計算は違いますが。そうすると、今の説明と料金設定に整合性がないわけですよ。せっかくそうして接続をしてもらえる環境、そういう問題云々を考えたときに、非常にいいことだというふうに思うので、そうなんです、まず一般町民の使用料金、これを同じぐらいにした方が町民感情がいいんじゃないかというのがまず1つ。

それからもう一つは、今2年ほど前に値上げしたばかりで、今度は値下げをしてどうなっていくのかよくわからんけれども、また近い将来、場合によっては値上げをお願いせにゃならん、こういう事態が起きるんじゃないか。それで、これの維持していくための、要するに値上げの時期が来るとすれば、どのような試算をしておるのかということなんよね。3年ぐらいで値上げをせにゃならんとか、当分20年ぐらい値上げをせんでもいいんだとかというのはどういう試算をしておるのかというところを尋ねてみたい。

ですから、とりあえずここでは2つ。強いて言うなれば3つになるんだけど、最初の質疑のところの整合性がどうもないんじゃないかというところをどのように考えるかということと、町民の理解を得るためには、企業さんには悪いんだけど、せめて住民、町民と同じぐらいの料金には設定できないのか、今さら、出てきたからマル・バツしかないんだけど、どうなのかということと、再度、ここでは値下げしておいて、ものの2年もたたんうちに今度また値上げせにゃならんというのは、行政として一貫性がないというふうに感じるので、どのような設定のもとに今回これをやっておるかということ、合わせて3点ほどお尋ねしたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今回の値上げでございますが、基本的に下水道事業としましては現在の使用料が妥当であるというふうな判断をしております。資料にもありましたように、資料7ページ、雨水・汚水経費の負担区分でございますが、今、維持管理費が100%で、

使用料が38%ほどいただいております。これが国の指導では汚水に係るものすべて使用料で賄いなさいというものがございまして、基本的には今後値上げをお願いするようになると思います。実際下水道事業はまだ収支で言いますと赤字でございまして、かなりの額を一般会計から繰入れをしております。ですから、下水道体系全般を見ますと、今後も当然のごとく値上げが出てくるというものでございます。

それと、今回の一部値下げでございまして、これにつきましては、先ほども説明しましたように、大口の排水者が予定しておるわけですね。それが今、処理しながら川に流しておる、これを下水道に接続すると今の費用よりかなり倍ぐらいの金額になるということで、選択肢として自家処理を選ばなきゃ工場を運営できないよというものがございまして。来年度予定しておるのもそういうことで、大口の排水者につきましては、それを選ばれますと1億7,700万程度の収入減が出てまいります。それを、今も処理をされよるわけですから、その程度まで引き下げると、これが6,000万。1億7,700万が6,000万ぐらいの減で済むということでございます。負担区分におきましても38%から約54%に上がってくるという収入の部分を見まして、今こういうようなご時世でございまして、少しでも一般会計からの繰入れを少なくしていくということが目的でございまして。一般家庭の方も同じように引き下げたらというご指摘がございましたが、一般家庭の方と営業につきましては、営業の方は負担区分によりまして単価が高くなっております。それも、今回この大口排水者が1,000立米以上値下げしますと、1,000立米までは他の営業用の排水者と同じだけは払うわけで、別に何万立米のものがすべて290円になるというものではございません。ですから、そういう意味では公平性も保たれておるんじゃないかというふうに認識しております。

- 議長（原田）今の答弁の中なんです、質疑の中身が3点ありまして、整合性の問題。たくさん使う方はたくさん料金をいただきますよという累進の話が、ここへ来て値下げをすることでどうなのかというので1つ。それから、町民の理解いただけるのかどうか。家庭の方もという話もありました。それからもう一つは、今ここでそういう料金を下げました、でも、何年か先にまた上げるんじゃないか、その辺の計画性はどうなっておるのかというような、3点あったので、1点ずつもう1回お願いします。建設部長。
- 建設部長（久保）まず1点目の整合性の問題でございまして、確かにこの一部の改正だけを見ますと整合性はとれていないんじゃないかという考え方が成り立とうかと思えます。しかしながら、これが全国的な料金の設定に比較して太田川流域下水道関連の関係

市町につきましては、先ほども説明しましたように、2倍の額になっておると。その従量制の増額の幅がどんだんだんだんだ他の全国的な平均から比べて大きいものであるということでございますので、その辺を今回の改定で少し見直させていただいたというものでございまして、基本的には水量が多くなれば高い料金になっておるということで、そういうふうを考えております。整合性についてはその辺で理解をしていただきたいと思います。

それと、一般家庭の料金もと。理解が得られないじゃないかという部分は、先ほども申しましたように、一般家庭も、それは今こういうご時世で、負担が大きくなったような感がございますけれども、基本的には要するに将来的には企業会計になろうかというような事業でございますので、受益者負担の感覚で、その設定に従った料金を支払ってもらおうという部分でご理解をいただきたいと思います。

値上げの見通しにつきましても、先ほど申しましたように、基本的には全般の値上げは将来的にも必要になってくるというものでございます。それが2年後、これまで4年から5年に1度値上げをお願いしておりますが、今回20年度に一部値下げということでございますので、その年度につきましては今後その推移を見たいと。ゼロのものが少し増額になるということもございますので、その状況を見ながらその改定期期については定めてまいりたい、このように考えております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）部長、言われることはわかるんです。言わんとしておることはわからんことはないんだが、今値下げして、ものの1年も半年も、ちょっとそれは極端かもわからんがね。20年度に下げた、24年度ぐらいにまた値上げせにゃならんようになるんじゃないのか。10年間値上げしなくてもやってけるんだよ、20年間値上げしなくてもやっていけるんだよと。精いっぱいいわゆる企業努力か何かして、そこらの見通しをどのようにして設定したかと聞いておるわけよ。わかるか、言うておることの意味が。

（「企業優先じゃ」と呼ぶ者あり）

そういうことで、今そういう声も出ておるが、ただ単に一企業に接続してもらうために、目先の利だけでやって、今度2年先に値上げしたら、そのときは、それじゃ、どうなるんだ。片方はそういう接続の経費をかけた、また自家処理施設をつくらにゃと、過大な迷惑をかけるようになるんだ。だから、どのような料金設定をして将来見通しをつけておるのかと、こう言うておるわけ。1年、2年で再度値上げせにゃならん。上げた

り下げたり、行政がそんなに一貫性のないことではだめだとね、町長、そういうことを言うておるわけよ。やっぱり将来展望をある程度開いて長期の目標を立ててやらないと、目先だけではだめだと。その辺がどうなっておるのか。

それともう一つは、今さらイエスかノーしかないからということで言うておるんだけど、やっぱりせめて町民が使用する、308円じゃから、もう10円頑張ってもらって、300円ぐらいに設定しておくとかかったんじゃないか。そこらは執行部はどういう考えを持ったかと、こう言うておるわけやな。

それで、先ほどの課長かあれの説明では、ようけ使えば施設がようけ要るんだと。車じゃないけれども、ようけ走ればタイヤが早うちびるから維持費がかかるんだと、こういう説明なんだよ、わかりやすく言えば。だから、当面高い料金で、480円だったかな、何ぼか忘れたけれども、そういう設定をしたんだと。だから、それはわからんでもない。だから、最初に言うた、目先のやりくりだけでそういうふうになって、また1年足らずや2年そこそこで値上げせにゃならんようなことになるんじゃないか、そこらはどうなっておるか、はっきり説明してくれと、こう言うておるわけや。ちょっとはわかったか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）料金改定の今後の時期のことをございます、今回の値下げの要するに汚水の負担区分のいわゆる資本費をどういうふうの使用料で賄っていくかということ考えた上で、値下げをしながらも要するに使用料で受け持つ範囲が38%から54%に伸びております。ですから、事業の目的とすれば、本来汚水にかかわる費用はすべて使用料で賄いなさいよというところを追求しなければならないということをございまして、それを自家処理されると全く、1億数千万のものがゼロになってくるということでありますと、事業自体の運営がかなり難しくなってくるということがございます。それは事業者の都合と申されます考えで考えられようかと思いますが、やはり事業者としては、利用するに汚水分を使用料で賄っていかなきゃならないということがございますので、それでその一部使用料の改定で減にする、低くするというので、今回ほかの一般家庭とか他の営業用の排水、それに影響を及ぼすものではございませし、それによって将来的な上げ幅が小さくなるということが当然出てくるというものでございますので、その辺で皆様にもご理解いただきたい、このように思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）あなたの言われるのは、企業を安くしたら、企業がえっと使うてくれる

けん、それだけ収入が上がると言われるんじやが、それは意味はわかりますよ。意味はわかるんじやが、下水道そのものの平等性に欠けるわけよ。いいですか。例えばこの料金表を見てみなさいや。40立方メートルから100立方メートルまでは308円。なぜここで使う人がたくさん払わにゃいけないのか。それから、200立方メートルから500立方メートルまでというのが416円ほど取るんです。そこの1,000立方メートルを超えるものが290円でええと。たくさん使うから、安くすると。それじゃ、1,000立方メートル、ちょっと下がるのに、500立方メートルから1,000立方メートルまでが449円となっておる。ここの格差が大き過ぎるんじゃないの。だから、私が言うのは、もう2年先か3年先にまた値上げせにゃ下水道会計がもたんのなら、いいですか、私の理論として、だったら、この100立方メートル以上の方のところを例えば350円に、ここの373円、416円、449円を、例えばここから下を350円にやったら、今度の値上げのときにでも町民に説明しても理解が得られるような気もするんよ。だから、ここの考え方を、えっとやるのを安うして町民から高う取って、そういうのは、下水道の料金の算定の仕方にわしは矛盾が、不公平じゃと思う。だから、不公平じゃないような算定の仕方がないか、もうちょっと考えてもらえんかなと私は思うんじやが、その答弁を。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今回1,000立米以上を値下げする大口の排水事業者、これにつきまして、ここに料金表がございますが、今ご指摘の部分も当然他のものと同じようにお支払いいただきます。この1,000立米までの各区分ですね、他の営業とか一般家庭も同じように負担をするわけでございます。1,000立米以上の部分についてだけがそういうふうな理由をもって安くするということですから、公平性は全くどちらも1,000立米までは同じだけお支払いいただくというものでございますので、このあたりから公平性は保たれておるのではなかろうかと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。今回の料金改定は、この説明資料にもありましたけれども、1ページですね。「特例的な下水道使用料金を改定」と、特例でございます。先ほどから議員さんが料金体系は公平でなければならないかというところで、特例という今回の改定でございます。その特例の理由がちょうど下水道整備の供用地域になっているところにおきまして膨大な水量、でも、これは水道は使われなくて井戸水で下水道だけを流される施設でございますけれども、その中にありまして、極端に、資料にありますけ

れども、1社は月に2万2,000立米ですか、もう1社は月に7,000立米ですか、こういった今までの特定事業者で使われない水量の下水を流されるとというのがちょうどこの時期に当たって精査されてこの料金改定が出てきたと思っておりますが、それであるならば、現在まで7社が1,000立米以上の使用料を払われていると思うんですけれども、その1社ごとの接続年度は、今の減になりましたら、この7社で864万9,322円減収になると。これが資料に出てきておりますけれども、その7社の接続年度は各社いつでしょうか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）申し訳ございませんけれども、その接続年度については資料を持ち合わせておりませんので、資料を取り寄せてもいいでしょうか。

○議長（原田）すぐに資料を取り寄せてください。西山議員の答弁はちょっと待ってください。資料をとらせてきます。

それから、前田議員の質疑の中で値上げの話が出ていましたけれども、何年後なんだと。2年後か、10年後かみたいな話がありましたが、それについての答弁漏れがあるような気がするんですが、今から先の話がわかれば。建設部長。

○建設部長（久保）先ほども申しましたように、通例的には4年から5年に1度値上げをお願いしております。今回の値下げにより、先ほどから申しております使用料で受け持つ範囲が資本費の38%から54%に伸びたということでございますので、何年にということはまだ確定しておりませんが、その割合程度、毎回料金改定をお願いしておりますので、4年、5年ごとにというものは少し伸びてくるということと推定しております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時49分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

部長、訂正箇所を。建設部長。

○建設部長（久保）今の砂走地区でございますが、こちらの説明としては砂走処理分区と説明したつもりでございますが、地区と説明したことをおわび申し上げます。処理分区でございます。

○議長（原田）質疑に対するの答弁をお願いします。下水道課長。

○下水道課長（野間） それでは、西山議員の質問でございますけれども、今の7社でございますけれども、A社が8年1月22日、B社が3年9月17日、C社が15年8月20日、D社が13年4月7日、E社が13年9月15日、F社が4年6月18日、G社が5年2月1日でございます。A社の1日平均使用量でございますが……。

○議長（原田） それ以上のことは聞かれておりません。西山議員。

○9番（西山） 今、今回の特例的な大きな2社が想像を絶する排出量で特例的な改定料金の提案がなされているわけですが、今私がお聞きしました7社におきましても、その中の1社は月に二千数百立米使用されてきておる企業からいろいろあるわけですが、今、接続年月日をお聞きしますと、もう今は平成20年ですから、15年、16年、じゃ、今の改定前の、金額的には1,000立米を超えていても2,000幾らの企業につきましては随分の料金を10数年にわたって支払ってこられているわけなんです。今の資料請求も、こういうことを精査しないで端的に今回の大きい企業の2社で今回のこの改定料金を設定されたのかどうか。今まで10数年間ずっと高い料金で支払ってこられた企業との公平性はどのようにお考えになつての改定であるのか。

○議長（原田） 建設部長。

○建設部長（久保） 特例的な値下げということでございますが、通常料金改定を行う理由として、収支の関係で、例えば赤字になるから経営ができないとかというようなことが通常の料金改定でございます。それを補てんしていくということになります。今回の特例的という表現が適切かどうかは別にしまして、特例的という表現をさせていただきましたのは、通常、これまで今7社の特定事業場も、下水道法で言いますと、要するに布設して整備をした以上は通常は接続していただくのが当たり前なわけでございます。それで、10条ただし書きで自家処理を選択された場合、全くうちの方には入ってこないということで、通常の場合は接続するのが当たり前でございますので、これまでの接続された分をやっぱり接続をしないで自家処理をした場合のリスクがこの特定事業場の場合は高うございますので、その事業事業で判断されて接続されたということでございまして、基本的には今の料金設定、料金についてはこれで本町としましても適正なものであると判断しておるんですが、この特例的というのは、たまたまそういう大排水量がありますので、自家処理を選択されるということがありますので、少し一部の下げても、先ほどから言っております使用料金が占める率を上げていって、全般の料金改定を少しでもおくらせたらなと、こう思って今回特例的に値下げするものでございます。

○議長（原田）聞かれておるところが、もう14年、15年接続されて、その年限を高い料金、1,000立米を超える部分を払われてきたけれども、その部分のことで、今度値下げをされる部分についての整合性というか、そういうことを勘案されてのことですかとお聞きになっておられます。建設部長。

○建設部長（久保）ですから、今申し上げたように、その差は確かにございますが、その事業所につきましては自家処理の道を選択されずに接続の道を選択されたということでございますので、現状の料金で納得されて接続されておるということでございますので、その比較は必要なのかなということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今の件での答弁は私は要りませんが、基本的な町民の公平性の原理、物事を行政が施策を推進される時には多角的な角度から検討した上で、より多くの町民の方の理解を得る施策を展開しなければ、必ずどこかで不平不満の行政になっていってしまう気が私はしてなりません。今の答弁は私は要りません。

それで、最後の質疑ですけれども、私は今回の改定を見ますと、本当に2社の1日の下水に流される排出量はけた外れでございまして、その場合の超過料金を1,000立米以上を一まとめにしなくて、3,000立米とかこの2社に引かかるようなところからの、1けた違いますので、今回そこからの料金設定の改定であれば皆様納得ですし、今先ほど言いました、もう10数年も1,000立米を超えた量に対しては高い料金を払ってこられた企業に対しても、この資料でちゃんと示されております、それを全部まとめても865万しか減にはならないということですので、もう一度この料金改定の立米の設定基準、そこをもう少し、1,000から幾ら使っても同じというんじゃなくて、この2社が、1社が2万2,000で、もう1社が7,612立米ですので、5,000立米以上とかにしてこの料金設定にされていけば、私は町民の皆様の理解をより得られたと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）料金の区分けにつきましては、今、議員がご指摘のように、いろいろな考え方があろうかと思えます。なぜこの1,000立米以上というものは、一応太田川流域下水道関連のそういう料金の区分け、それらと当然同じ処理場で同じ処理費用を払っていくわけですから、そういう近隣の関係市町との整合も考えて今1,000立米以上ということになっております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第54号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第54号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、第55号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第55号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第4号）について。平成20年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、後期高齢者医療広域連合事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,622万9,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第55号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料11の「平成20年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。4ページをお願いいたします。4ページから8ページにかけての職員給与費事業につきましては、人事異動等に伴い、職員給料、職員諸手当、職員共済組合負担金について増額補正しているものでございます。それでは、職員給与費事業以外の内容について事業ごとにご説明いたします。総務費の総務管理費の一般管理費の庁舎管理事業につきましては、当初予定していた福祉事務所相談室設置用パネルの購入費用が、庁舎内相談室設置工事への変更に伴い、必要なくなったため、57万9,000円減額するものでございます。次に、庁舎改修事業につきましては、町長室・電算室空調設備改修工事の入札執行残の減額分と、福祉事務所開設に伴う庁舎内相談室設置工事の増額分を合わせて79万4,000円増額するものでございます。次に、人事管理費につきましては、後ほど歳入で

説明いたします生活保護適正実施推進事業費補助金の増額補正に伴う財源振替でございます。次に、コミュニティ推進費につきましては、後ほど歳入で説明いたします住民自治活動フォローアップ事業補助金の増額補正に伴う財源振替でございます。次に、総務費の選挙費の選挙管理委員会費につきましては、後ほど歳入で説明いたします既存住民基本台帳電算システム改修費交付金の増額補正に伴う財源振替でございます。

5 ページをお願いします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、後ほど説明いたします福祉事務所開設に伴うバイク購入に係る保険代として3万7,000円増額するものでございます。次に、老人福祉費の高齢者社会生活援助事業につきましては、消防法の改正による住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、ひとり暮らし高齢者等に火災警報器の購入費用等を助成するため、100万円増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、介護保険特別会計における介護給付費の増額等に対応するため、843万8,000円増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業（その他）につきましては、介護保険特別会計における平成21年度介護保険制度改正に伴う市町村システムの改修に対応するため、338万1,000円増額するものでございます。次に、福祉医療費の後期高齢者医療広域連合事業につきましては、平成21年度の保険料軽減対策等に伴い、保険料徴収システムの改修が必要となったため、393万8,000円増額するものでございます。6 ページをお願いします。民生費の児童福祉費の児童措置費の児童手当支給事業につきましては、受給者数が当初見込みより多かったことなどにより388万3,000円増額するものでございます。次に、民生費の生活保護費の生活保護総務費の福祉事務所開設事業につきましては、平成21年度から福祉事務所開設に必要な体制を整備するために、公用バイク購入費等62万6,000円増額するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費の環境衛生費の火葬料助成事業につきましては、火葬料補助件数が当初見込みより増えたため、203万2,000円増額するものでございます。

7 ページをお願いします。教育費の小学校費の学校管理費の海田小学校南校舎耐震補強事業につきましては、実施設計業務委託料として157万5,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。地方特例交付金の地方税等減収補てん臨時交付金につきましては、道路特定財源の暫定税率の失効期間中における自動車取得税及び地方道路譲与税の減収分額を補てんするものとして134

万5,000円増額するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明いたしました児童手当支給事業費の増額に伴い、被用者児童手当負担金等、各種負担金あわせて212万5,000円増額するものでございます。2ページをお願いします。国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の生活保護費補助金につきましては、福祉事務所開設準備費用に対する生活保護適正実施推進事業費補助金として48万円増額するものでございます。次に、後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました後期高齢者医療保険料軽減対策システムの改修に対する後期高齢者医療保険料軽減対策事業費補助金として393万8,000円増額するものでございます。次に、総務費国庫補助金の総務費補助金につきましては、裁判員制度創設に伴うシステムの改修に対する既存住民基本台帳電算システム改修費交付金として60万9,000円増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金につきましては、民生費国庫負担金と同様に、歳出でご説明いたしました児童手当支給事業費の増額に伴い、被用者児童手当負担金等各種負担金合わせて100万4,000円増額するものでございます。3ページをお願いいたします。県支出金の県補助金の総務費補助金につきましては、地域づくりワークショップなどの事業が県の補助事業に認定されたことにより、住民自治活動フォローアップ事業補助金として6万1,000円増額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を2,005万9,000円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、額の確定により全国町村会総合賠償保険金を19万1,000円増額するものでございます。

続きまして、議案の説明をいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,622万9,000円とするものでございます。

次に、議案の4ページの2「第2表 繰越明許費」についてご説明いたします。教育費の小学校費の海田小学校南校舎耐震補強事業及び海田南小学校1号館耐震補強事業につきましては、年度内に業務の履行ができないため、それぞれ682万5,000円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。

次に、議案の5ページの「第3表 債務負担行為補正」について説明いたします。こ

のたびの補正で1件の追加をお願いしております。追加をお願いする福祉センター指定管理業務委託につきましては、期間を平成25年度までとし、限度額は2億2,911万円でございます。

以上で、平成20年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。三宅議員。

○3番（三宅）議案の方ですけれども、この前も言ったんですけれども、2表の繰越明許、とにかく、これは最速で組んでいると思うんですけれども、現場もお子たちは毎日通っておるので、とにかく最速でやっていただきたいというのが強い希望なので、繰り越しということなんですけれども、とにかく最速で今あれでしょうけれども、改めてお伺いしたいんですけれども。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）ご指摘のとおりでございます。年内に入札にかけたいというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第55号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第55号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第56号議案、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第56号議案、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、一般事務事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ298万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,842万2,000円とするものでございます。内

容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間） それでは、平成20年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。資料13の「補正予算説明書」の2ページをご覧いただきたいと思っております。歳出でございますが、総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当でございますが、時間外勤務手当が当初予算を超えるため、90万円増額いたします。次に、公課費ですが、平成19年度の決算により消費税額が確定し、消費税法の規定により中間申告が必要となり、消費税が見込み額を超えたため、総務費の一般管理費の公課費を208万1,000円増額するものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。歳入でございますが、一般管理費の増額分の財源として繰越金を298万1,000円計上いたしております。

それでは、第56号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,842万2,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第56号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第56号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第10、第57号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第57号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、介護サービス給付事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ7,508万5,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,308万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）それでは、第57号議案、平成20年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料14の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正は、各介護サービス利用の増減に係るサービス給付費及びシステム改修等に係る予算措置でございます。それでは、4ページの歳出予算をお願いいたします。まず、総務費の総務管理費の一般管理費の委託料466万2,000円は、21年度介護サービス報酬改定等に伴うシステム改修でございます。次に、保険給付費の介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金3,510万円は、サービス利用増に伴う増額でございます。次の地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金455万円は、認知症に係るグループホームサービス利用が増加したことによる増額でございます。次の施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金1,880万円は、施設サービス利用が増加したことに伴う増額でございます。次の居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金455万円は、サービス利用者増に伴い、サービス計画作成量が増加したことによる増額でございます。5ページをお願いいたします。保険給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金230万円の減額は、介護予防サービス利用者が見込みを下回ったことによる減額でございます。次に、保険給付費の高額介護サービス等費の負担金補助及び交付金140万円の増額は、利用者負担額が負担上限を超える利用者が見込みを上回ったことによる増額でございます。次に、保険給付費の特定入所者介護サービス費の負担金補助及び交付金660万円の増額は、低所得者の方の食費、居住費の給付増によるものでございます。次に、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の任意事業の報酬117万9,000円の減額は、介護給付適正化事業等実施のための介護支援専門員が人材の不足により雇用できなかったことによるものでございます。6ページをお願いします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の積立金290万2,000円は、財源調整のための余剰金を積み立てるものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出でご説明しました各サービス給付費等の増減に伴い、法定負担金等を調整するものでございます。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金が2,129万6,000円の増額、地域支援事業支援交付金が36万5,000円の減額、次に、国庫支出金の国庫負担金の介護給付

費負担金1,280万円の増額、次に、国庫支出金の国庫補助金の調整交付金204万5,000円の増額、事業費補助金128万1,000円につきましては、21年度介護報酬改定に伴うシステム改修事業費補助としての増額でございます。2ページに移りまして、県支出金の県負担金の介護給付費負担金952万6,000円の増額、次に、繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金858万6,000円の増額、事務費等繰入金はシステム改修に係る町負担分として338万1,000円の増額、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）14万8,000円の減額、次に、繰入金の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金44万3,000円の減額は、財源調整によるものです。3ページに移りまして、繰越金1,712万6,000円を前年度繰越金から財源調整として充てるものでございます。

それでは、第57号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ7,508万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,308万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。5ページの、任意事業ではありますけれども、介護給付適正化事業で、嘱託員の報酬、雇用ができなかったのが117万9,000円の減額。簡単に、雇用できなくて減額ということですが、当初予算では必要な雇用であったと思いますが、この方が雇用できなかったことによって、予算額としては減額ですが、事業内容として弊害があったか、なかったか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）一応この介護給付適正化事業というのは、国が示されて、県が県内各市町に23年度までにその適正化、介護認定の適正化でありますとか、介護事業所からの請求書が適当であるとか、こういうものの体制をつくるということで、町としては今年度から組みたかったんでありますが、人材不足により雇用できなかったということで、23年度までには体制をつくりたいということで、また来年度に向けて、これは新規採用、正職員でございますが、そのお願いをして、今後の対応はこれでできると考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）最後に1つ、私も同じ5ページなんですけれども、介護の予防サービス給付費、これが18年度は8,901万、かなりすごい金額を組んだんですけれども、去年か、今

年も半額以下ということで、質問もしましたけれども、特定高齢者の把握とかということもあったので、ここに来て、3年目ですか、230万の減額なんですけれども、予防事業そのものがやっぱり軌道に乗ってきたというか、ある程度定着してきているのかどうか、それをもう一つ伺います。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤） 介護予防事業につきましては、平成18年度からの制度改正でこういう名称のサービスができたわけですが、要支援の方の事業所等で行うサービス費として、当初は国の計算というか、考え方によって予算を組んだんですが、現実として現在のこの予算額が海田町における事業所等の数でありますとか被保険者でありますとかのサービス量には適合した額になったと思います。

○議長（原田） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第57号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第57号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第11、発議第7号、住民のいのちと地域医療・介護、福祉を支える医師・看護師・介護職員等の確保を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案につきましては提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第7号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて、平成20年第6回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後2時45分 閉会